

北秋田市 公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定
令和 4 年 3 月 改訂

秋田県北秋田市

【目次】

1. 計画の策定にあたって

1.1 計画策定の背景・目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画期間	2
1.4 対象とする施設、インフラ施設	3
1.5 総量目標	3

2. これまでの取り組み状況

2.1 公共施設	4
(1) 施設数	4
(2) 建物数	5
(3) 延床面積	6
(4) 主な公共施設	7
2.2 インフラ施設	8
(1) 道路施設等	8
(2) 農林施設	9
(3) 上水道・下水道（公共下水道・農業集落排水施設）	9
(4) 有形固定資産減価償却率の推移	10

3. 本市の公共施設等の現状

3.1 公共施設・インフラ施設の現状	11
(1) 公共施設	11
(2) インフラ施設	13

4. 本市の公共施設等を取り巻く現状

4.1 人口の推移と将来推計	19
----------------------	----

4.2 財政の現状分析	21
(1) 歳入の現状	21
(2) 歳出の現状	22
(3) 投資的経費の推移	24
5. 公共施設とインフラ施設の更新にかかる将来コスト	
5.1 更新費用の算出方法	25
(1) 公共施設・インフラ施設の修繕・更新等にかかる更新費用の算出	25
5.2 公共施設・インフラ施設別将来コストの推計	29
(1) 公共施設	29
(2) インフラ施設	30
5.3 公共施設及びインフラ施設の将来コスト	34
5.4 充当可能な財源の見込み	35
5.5 現状や課題に関する基本認識	36
(1) 老朽化の進む公共施設の安全性確保	36
(2) 今後の人口減少社会に応じた公共施設等の適正化	36
(3) 人口構成の変化を踏まえた機能・サービスの再構築	36
(4) 維持更新費の確保	37
(5) 協働による施設の活用	37
6. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	
6.1 基本方針	38
方針① 公共建築物の総量適正化	38
方針② 長寿命化の推進	38
方針③ 遊休施設の有効活用	38
方針④ 効率的な施設運営	39
6.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	39
(1) 点検・診断等の実施方針	39
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	39
(3) 安全確保の実施方針	40
(4) 耐震化の実施方針	40
(5) 長寿命化の実施方針	40
(6) 統合や廃止の推進方針	40
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	41
(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針	41
(9) P D C Aサイクルの推進方針	41
(10) 広域連携の検討	41

7. 施設類型ごとの管理に関する実施方針

7.1 公共施設管理の基本的な考え方	42
（1）市民文化系施設.....	42
（2）社会教育系施設.....	43
（3）スポーツ・レクリエーション系施設.....	43
（4）産業系施設.....	44
（5）学校教育系施設.....	44
（6）子育て支援施設.....	45
（7）保健・福祉施設.....	45
（8）医療施設.....	46
（9）行政系施設.....	46
（10）公営住宅.....	47
（11）公園.....	47
（12）供給処理施設.....	48
（13）その他.....	48
7.2 インフラ施設管理の基本的な考え方	49
（1）道路、トンネル.....	49
（2）橋梁.....	50
（3）農林施設.....	51
（4）上水道.....	51
（5）下水道.....	52

8. 個別施設計画の策定

8.1 計画策定の概要	53
（1）計画の位置づけ.....	53
（2）対象施設.....	53
（3）主な内容.....	54

1. 計画の策定にあたって

1.1 計画策定の背景・目的

北秋田市（以下「本市」という）は、平成17年に北秋田郡の鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町の4町の合併により誕生し、合併前の旧町が保有する公共施設等（公共施設やインフラ施設）の維持や新たな公共施設等の整備を進め、市民等へのサービスを提供してきたところです。

公共施設が市民に提供する機能は、子育て支援、高齢者福祉、産業振興や文化・スポーツなど、多岐にわたっており、施設の機能に応じた利用がなされています。

一方で、施設等の老朽化が進行し、今後において大量の更新や大規模改修等の必要性が生じることが見込まれており、事故等が発生することがないように、市には施設等の適切な管理及び維持という使命を果たす必要があります。

「北秋田市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という）は、厳しい財政状況が続く中で、今後の人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、公共施設等の全体の状況を適切に把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を計画的に行うことを目的として、平成29年3月に策定しました。

計画策定から5年経過し、国は地方公共団体の公共施設等総合管理計画に対して、令和3年度までに、現状や課題に関する認識や過去に行った対策の実績、ユニバーサルデザイン化の推進方針などを盛り込むことを要請しています。

以上により、国の要請内容や計画策定後の本市の取り組みを踏まえ、本計画の改訂を行うものです。

■平成28年度（平成29年3月）策定の主な内容

- ・計画期間－平成29年度から令和28年度（30年間）
- ・総量目標－公共施設の総床面積32.3万㎡から10.2万㎡の削減（約32%削減）

■令和3年度（令和4年3月）改訂の主な内容

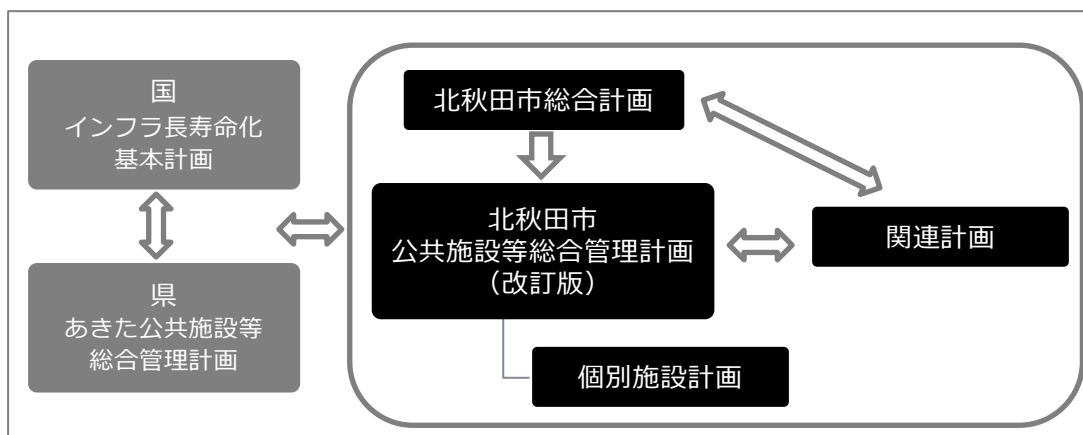
- ・これまでの整備状況（公共施設、インフラ施設）
- ・有形固定資産減価償却率の推移
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ・P D C Aサイクルの推進方針
- ・広域連携の検討

1.2 計画の位置づけ

本計画は「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）において、地方公共団体に対し策定が要請された「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当する計画です。

本計画は、最上位計画である「北秋田市総合計画」と整合を図りながら、公共建築物やインフラ施設を対象とした個別施設計画を総括し、併せて対象とする公共施設等における基本的な取り組みを示すものです。

図表 1-1 計画の位置づけ



1.3 計画期間

本市では、今後30年間で老朽化する公共施設等が急速に増加し、集中して更新時期を迎えることから、この期間を、公共施設等を総合的・計画的に管理する重要な期間と位置づけ、平成29年度～令和28年度までの30年間を計画期間とします。

また、今後の社会情勢の変化や上位・関連計画の見直し等に合わせて、適宜、見直しを行っていくものとします。

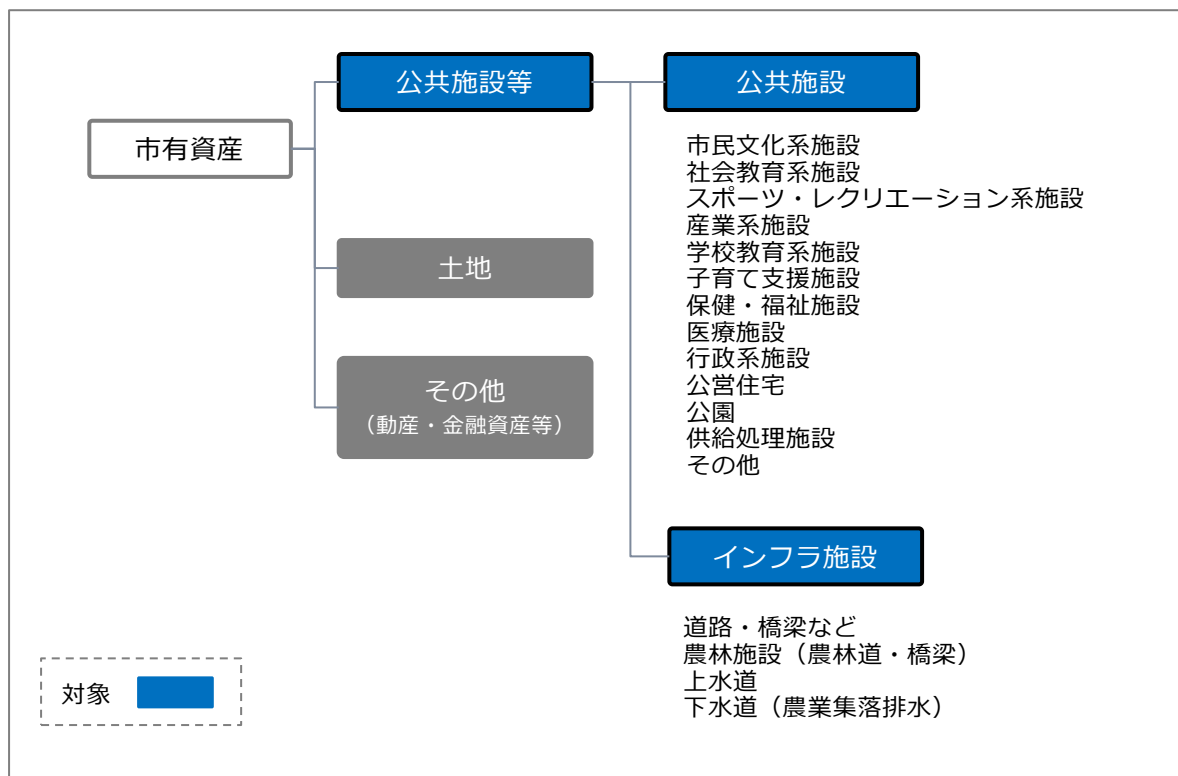
1.4 対象とする施設、インフラ施設

本計画は、長期的視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものであることから、公共施設等の全体を把握する必要があります。

このため、市が所有する建築物だけでなく、道路・橋梁や上水道・下水道等のインフラ施設も対象とします。

なお、インフラ施設の河川については、総務省が提供している更新費用試算ソフトにおいて、更新の概念がないものとして対象外とされていることから、これに準拠し対象外としています。

図表 1-2 対象とする施設、インフラ施設



1.5 総量目標

本市が保有する公共施設(建築物)については、将来更新費や人口減少等を踏まえ、平成28年度の保有数量から計画の終期である30年後の令和28年度までに、総延床面積32.2万㎡から10.2万㎡の削減(約32%削減)を目指します。

併せて、長寿命化対策にかかる財政負担の縮減や平準化を図ることとします。

2. これまでの取り組み状況

2.1 公共施設

平成28年度から令和2年度までに、施設数は8施設減少し、延床面積は、約16,000㎡減少しています。

延床面積の増加要因としては、クリーンリサイクルセンター（エネルギー回収推進施設）やし尿処理施設及び清鷹小児童クラブの新築があります。

減少要因としては、合川公民館や竜森地区コミュニティセンターの解体やケアタウンたかのす及びあいかわ保育園の社会福祉法人の譲渡や、阿仁診療所の改築による延床面積の減少などがあります。

(1) 施設数

図表 2 - 1 公共施設数の推移

大分類	中分類	平成 28 年度	令和 2 年度	差引
市民文化系施設	集会施設	84	74	△10
	文化施設	5	5	0
社会教育系施設	博物館等	13	8	△5
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	20	21	1
	レクリエーション施設・観光施設	16	21	5
	保養施設	7	6	△1
産業系施設	産業系施設	17	16	△1
学校教育系施設	学校	17	15	△2
	その他教育施設	10	8	△2
子育て支援施設	幼保・こども園	5	4	△1
	幼児・児童施設	10	10	0
保健・福祉施設	高齢福祉施設	13	11	△2
	障害福祉施設	3	3	0
	保健施設	4	4	0
行政系施設	庁舎等	12	12	0
	消防施設	105	104	△1
	その他行政系施設	10	15	5
公営住宅	公営住宅	32	33	1
公園	公園	10	10	0
供給処理施設	供給処理施設	6	6	0
医療施設	医療施設	6	6	0
その他	その他	51	56	5
合計		456	448	△8

(2) 建物数

図表 2 - 2 建物数の推移

大分類	中分類	平成 28 年度	令和 2 年度	差引
市民文化系施設	集会施設	86	76	△10
	文化施設	6	5	△1
社会教育系施設	博物館等	18	13	△5
スポーツ・レク	スポーツ施設	26	26	0
リエーション系 施設	レクリエーション施設・観光施設	41	43	2
	保養施設	12	11	△1
産業系施設	産業系施設	29	29	0
学校教育系施設	学校	94	78	△16
	その他教育施設	20	17	△3
子育て支援施設	幼保・こども園	6	4	△2
	幼児・児童施設	11	11	0
保健・福祉施設	高齢福祉施設	23	15	△8
	障害福祉施設	4	4	0
	保健施設	5	5	0
行政系施設	庁舎等	20	16	△4
	消防施設	105	106	1
	その他行政系施設	11	15	4
公営住宅	公営住宅	74	88	14
公園	公園	23	24	1
供給処理施設	供給処理施設	13	15	2
医療施設	医療施設	18	16	△2
その他	その他	105	124	19
合計		750	741	△9

(3) 延床面積

図表 2 - 3 延床面積の推移

大分類	中分類	平成 28 年度	令和 2 年度	差引
市民文化系施設	集会施設	25,842.96	21,154.25	△4,688.71
	文化施設	9,238.20	8,999.72	△238.48
社会教育系施設	博物館等	9,340.28	5,892.27	△3,448.01
スポーツ・レク	スポーツ施設	19,534.41	20,272.72	738.31
リエーション系 施設	レクリエーション施設・観光施設	10,081.90	12,396.79	2,314.89
	保養施設	8,893.13	8,876.95	△16.18
産業系施設	産業系施設	8,716.71	8,078.96	△637.75
学校教育系施設	学校	78,877.71	71,651.00	△7,226.71
	その他教育施設	3,810.38	3,602.95	△207.43
子育て支援施設	幼保・こども園	4,925.52	3,445.93	△1,479.59
	幼児・児童施設	2,722.43	2,872.58	150.15
保健・福祉施設	高齢福祉施設	26,988.66	17,831.49	△9,157.17
	障害福祉施設	1,707.31	1,707.31	0.00
	保健施設	2,828.55	2,828.55	0.00
行政系施設	庁舎等	15,083.36	15,645.45	562.09
	消防施設	3,630.95	3,700.18	69.23
	その他行政系施設	2,787.66	4,139.31	1,351.65
公営住宅	公営住宅	35,488.00	33,201.24	△2,286.76
公園	公園	875.71	1,939.75	1,064.04
供給処理施設	供給処理施設	6,198.34	11,094.35	4,896.01
医療施設	医療施設	6,740.17	4,740.19	△1,999.98
その他	その他	38,383.01	42,465.36	4,082.35
合計		322,695.35	306,537.30	△16,158.05

(4) 主な公共施設

図表 2 - 4 主な公共施設の一覧

大分類	中分類	主な施設
市民文化系施設	集会施設	公民館、集会所 など
	文化施設	市民ふれあいプラザ、文化会館、交流センター など
社会教育系施設	博物館等	浜辺の歌音楽館、伊勢堂岱縄文館、根子番楽伝承施設 など
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館、市民プール、鷹巣陸上競技場、屋内相撲場、薬師山スキー場、北健康増進センター など
	レクリエーション施設・観光施設	阿仁熊牧場、コンベンションホール四季美館、大太鼓の館、郷土文化保存伝承館、阿仁異人館 など
	保養施設	クウインズ森吉、湯の岱温泉、打当温泉マタギの湯、農業者健康管理施設、森吉山荘
産業系施設	産業系施設	有機センター、農作物等直売所、農林漁業体験実習館、山村開発センター、セントラル合川 など
学校教育系施設	学校	小学校、中学校
	その他教育施設	鷹巣北部学校給食センター、もりよし学校給食センター、合川学童研修センター、教員住宅 など
子育て支援施設	幼保・こども園	保育園
	幼児・児童施設	児童館、児童クラブ、子育てサポートハウスわんぱあく
保健・福祉施設	高齢福祉施設	サポートハウスたかのす、軽費老人ホーム大野台エコーハイツ、阿仁養護老人ホーム、北欧の里 など
	障害福祉施設	もろびこども園、障害者生活支援センター、フードセンターたかのす
	保健施設	保健センター
行政系施設	庁舎等	北秋田市役所、第2庁舎、宮前町庁舎、合川庁舎、森吉庁舎、阿仁庁舎、大阿仁出張所 など
	消防施設	消防本部、合川分署、森吉分署、阿仁分署、消防団施設
	その他行政系施設	森吉除雪センター、豪雪等災害対策センター など
公営住宅	公営住宅	南鷹巣団地、サンコーポラスなかたい住宅、宮前町団地、田の沢団地、畑町団地 など
公園	公園	中央公園、ドリームワールド、阿仁川桜づつみ公園 など
供給処理施設	供給処理施設	クリーンリサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場
医療施設	医療施設	合川診療所、阿仁診療所、米内沢診療所、医師住宅 など
その他	その他	労働福祉会館、旧国保診療所、旧小学校、旧児童館 など

2.2 インフラ施設

(1) 道路施設等

平成28年度から令和2年度までの推移では、道路面積は約27,000㎡増加し、橋梁は、約1,500㎡減少しています。トンネルとロックシェットの増減はありませんでした。

図表 2-5 道路実延長等の推移

分類	実延長 (m)			道路面積 (㎡)		
	平成 28 年度	令和 2 年度	差引	平成 28 年度	令和 2 年度	差引
市道	844,727	843,689	△1,038	4,883,321	4,911,139	27,818

資料：各課作成データ

図表 2-6 橋梁面積の推移

分類	橋梁面積 (㎡)		
	平成 28 年度	令和 2 年度	差引
橋梁	54,066	52,477	△1,591

資料：各課作成データ

図表 2-7 トンネル実延長等の推移

分類	実延長 (m)			道路面積 (㎡)		
	平成 28 年度	令和 2 年度	差引	平成 28 年度	令和 2 年度	差引
トンネル	1,696	1,696	0	12,051	12,051	0

資料：各課作成データ

図表 2-8 ロックシェット実延長等の推移

分類	実延長 (m)			道路面積 (㎡)		
	平成 28 年度	令和 2 年度	差引	平成 28 年度	令和 2 年度	差引
ロックシェット	60	60	0	480	480	0

資料：各課作成データ

(2) 農林施設

平成28年度から令和2年度までの推移では、農林道の実延長が約9,000m、道路面積が約30,000㎡増加しています。

図表 2 - 9 農林道実延長等の推移

分類	実延長 (m)			道路面積 (㎡)		
	平成 28 年度	令和 2 年度	差引	平成 28 年度	令和 2 年度	差引
農林道	288,435	297,547	9,112	1,123,231	1,153,535	30,304
林道橋梁	－	－	－	3,255	3,735	480

資料：各課作成データ

(3) 上水道・下水道（公共下水道・農業集落排水施設）

平成28年度から令和2年度までの推移では、上水道の延長が約192,000m増加しています。

下水道では、公共下水道が約11,000m増加し、農業集落排水施設の増減はありませんでした。

図表 2 - 10 上水道延長等の推移

分類	延長 (m)		
	平成 28 年度	令和 2 年度	差引
上水道	354,350	546,494	192,144

資料：各課作成データ

図表 2 - 11 下水道延長等の推移

分類	延長 (m)		
	平成 28 年度	令和 2 年度	差引
公共下水道	167,286	178,468	11,182
農業集落排水施設	70,499	70,499	0

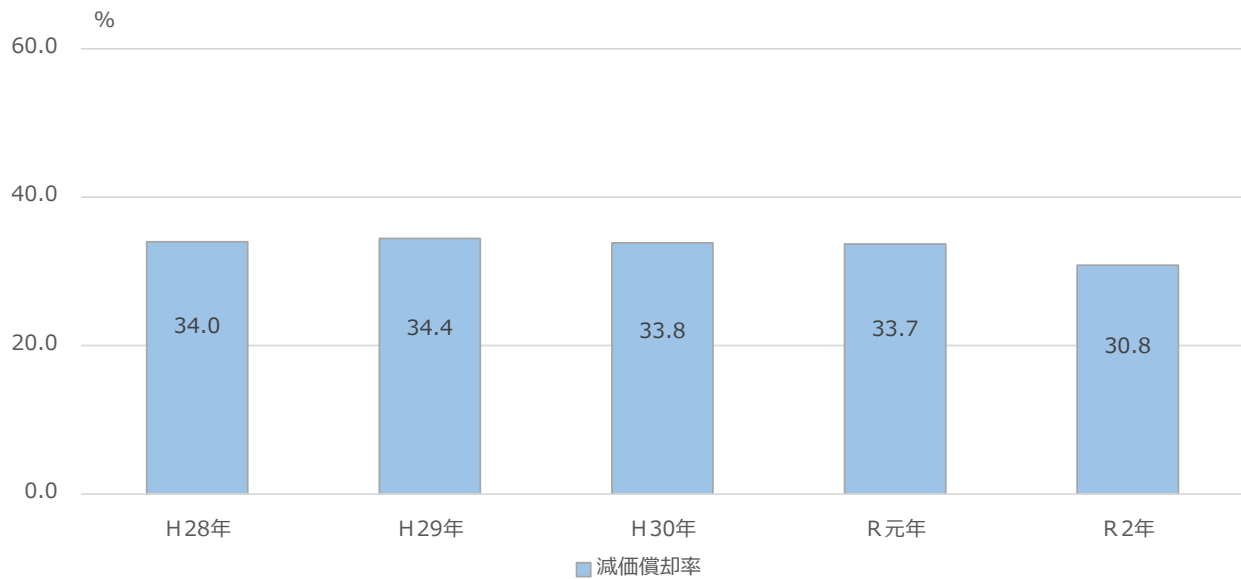
資料：各課作成データ

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

平成28年から令和2年における本市の有形固定資産にかかる減価償却率の推移をみると3割台前半となっています。

図表 2-12 有形固定資産減価償却率の推移



資料：財政課作成データ

3. 本市の公共施設等の現状

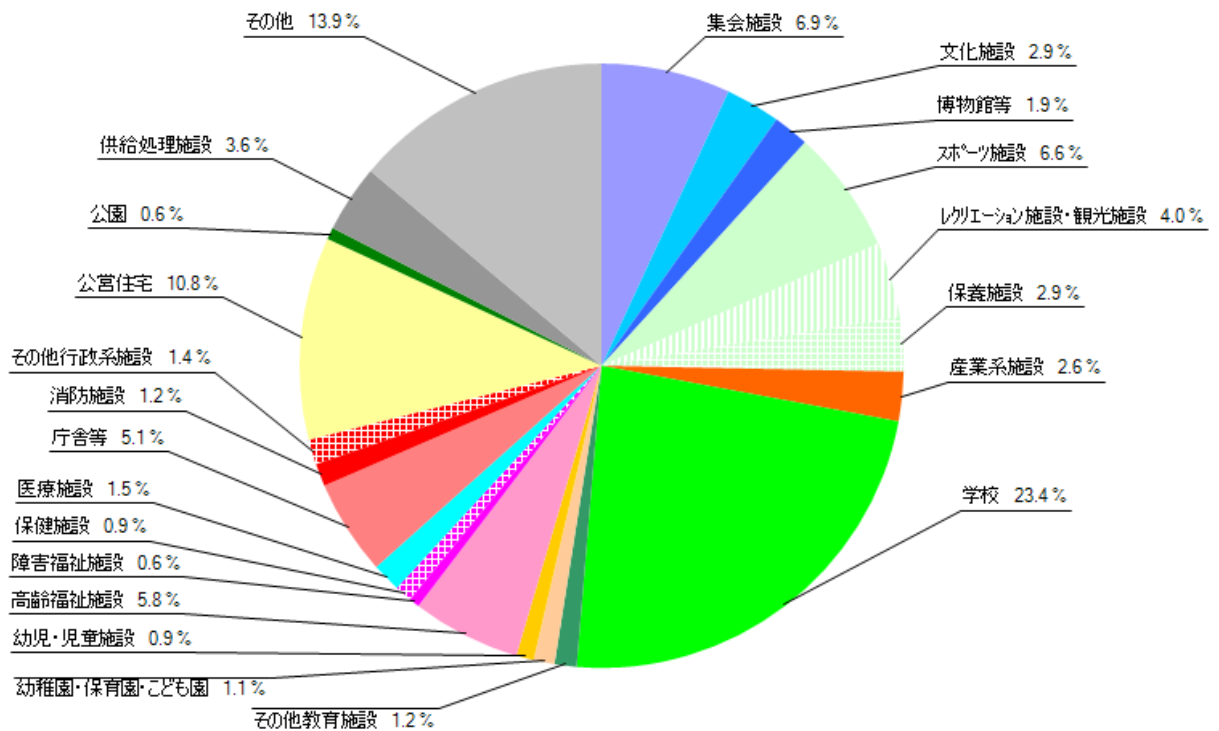
3.1 公共施設・インフラ施設の現状

(1) 公共施設

令和2年度時点で、本市が所有する公共施設の総延床面積は306,537.30㎡となっています（水道施設及び下水道施設、構造物を除く）。

建築用途別では、「学校」が23.4%で最も多く、次いで「その他」が13.9%、「公営住宅」が10.8%となっており、上位の施設の中でも、特に「学校」が大きな割合を占めています。

図表 3-1 建物面積の内訳（公共施設）



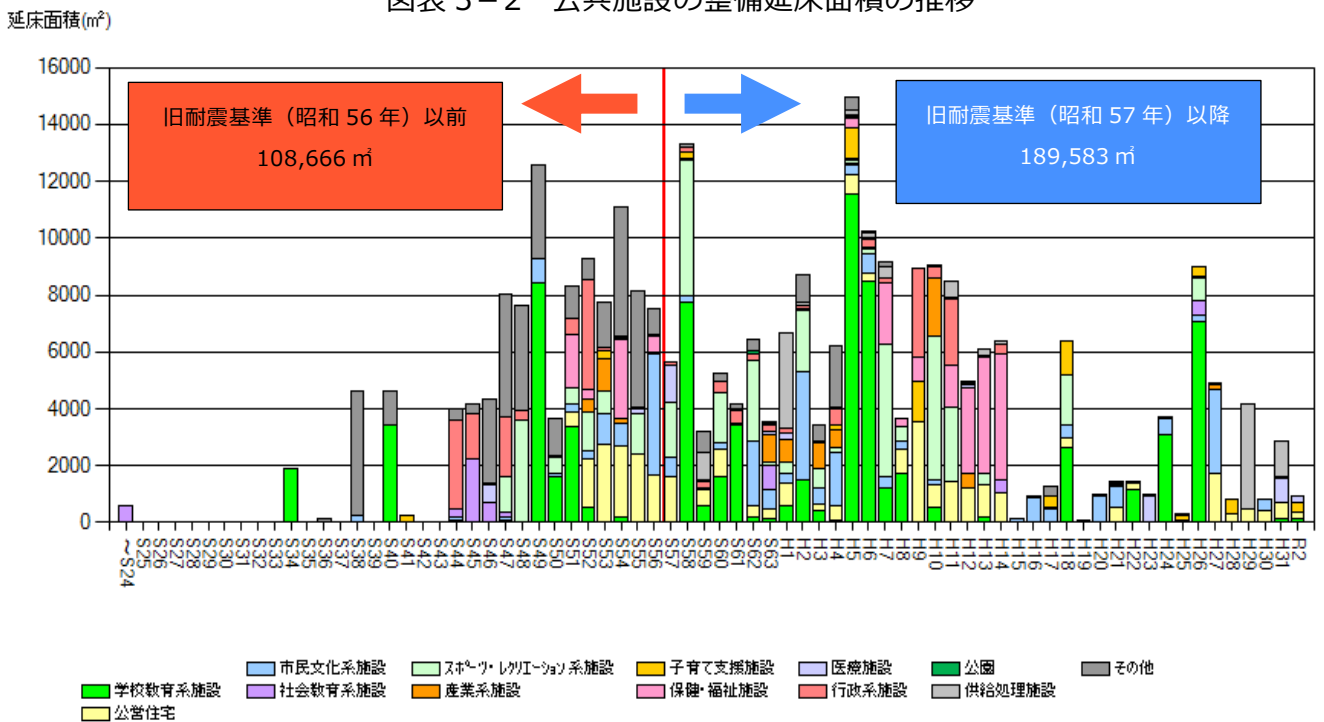
資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

公共施設の整備延床面積の推移をみると、10,000㎡を超える複数のピークがみられます。昭和49年には学校教育系施設、昭和52年には、行政系施設が多く整備されています。

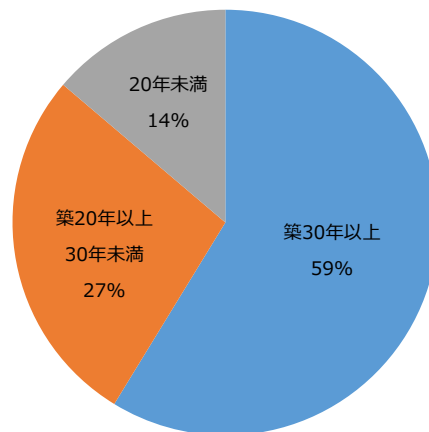
なお、旧耐震基準に基づいて建築された建物（建築年度不明を除く）は、全体の36.4%を占めており、耐震化工事の未実施は4.2%となっています。

また、本市の公共建築物の築年数別の割合（延床面積ベース）は、大規模改修の時期の目安となる築30年を越える建物は全体の約59%を占めています。築20年以上30年未満の建物が約27%を占めており、10年後には築30年を越える建物は全体の約86%に達することとなります。

図表 3-2 公共施設の整備延床面積の推移



図表 3-3 公共施設の築年数割合



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

(2) インフラ施設

① 道路

令和2年度時点で、本市が管理する市道の総延長は843,689m、道路面積は4,911,139㎡です。

図表 3-4 市道の実延長・道路面積

分類	実延長 (m)	道路面積 (㎡)
1級(幹線)市道	191,173.4	1,483,512.0
2級(幹線)市道	108,059.2	680,449.7
その他の市道	544,456.2	2,747,176.9
合計	843,688.8	4,911,138.6

資料：各課作成データ

② 橋梁

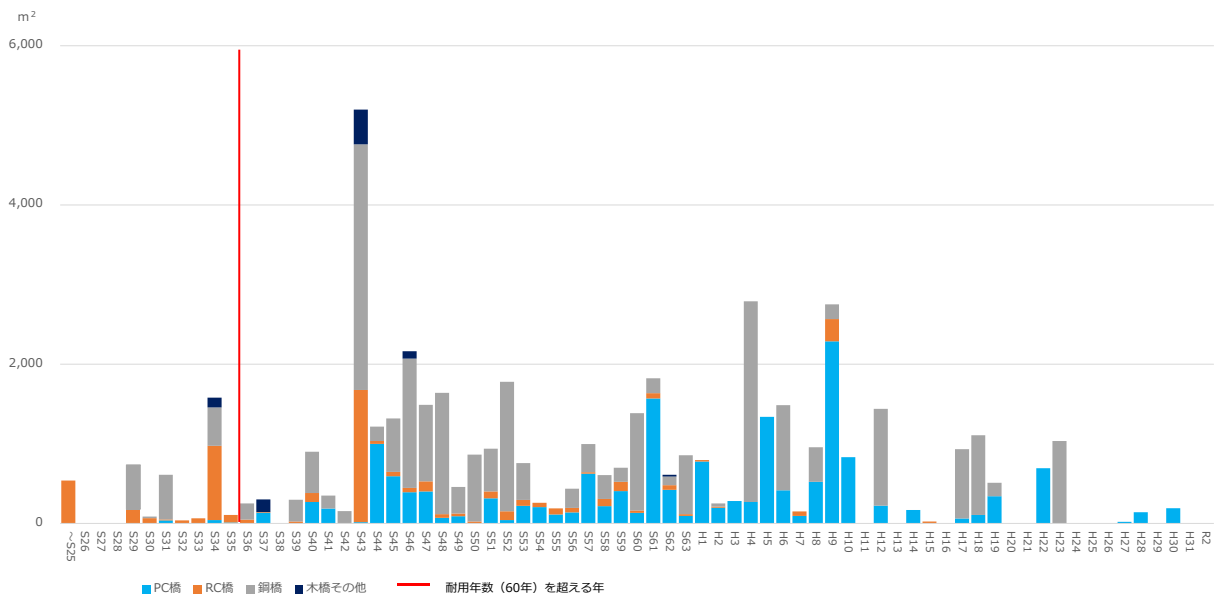
令和2年度時点で、橋梁の面積は52,477㎡あり、耐用年数を迎える橋梁があることから、計画的に維持・修繕工事を実施していく必要があります。

図表 3-5 構造別の橋梁面積

PC橋 (㎡)	RC橋 (㎡)	鉄橋 (㎡)	木橋その他 (㎡)	合計 (㎡)
17,758	7,088	26,795	836	52,477

資料：各課作成データ

図表 3-6 構造別、年度別にみた橋梁の整備面積



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

③ トンネル

令和2年度時点で、本市が管理するトンネルは4箇所、実延長は約1,696m、道路面積は約12,051㎡です。

図表 3-7 トンネルの実延長・道路面積

トンネル名	道路種別	建設年	実延長 (m)	道路面積 (㎡)
根子トンネル	1級(幹線)市道	昭和50年	576	2,361
小様トンネル	2級(幹線)市道	平成9年	463	3,750
雪田沢トンネル	その他の市道	昭和50年	35	155
榎森トンネル	その他の市道	平成13年	622	5,785
合計			1,696	12,051

資料：各課作成データ

④ ロックシェッド

令和2年度時点で、本市が管理するロックシェッドは、1基、実延長は60m、道路面積は480㎡です。

図表 3-8 ロックシェッドの実延長・道路面積

名称	道路種別	建設年	実延長 (m)	道路面積 (㎡)
荒瀬川ロックシェッド	1級(幹線)市道	昭和61年	60	480

資料：各課作成データ

⑤ 農林施設（農林道・橋梁）

令和2年度時点で、本市が管理する農道の実延長は30,822m、林道の実延長は266,725mです。

林道は本市が管理する橋梁が62橋あります。

図表 3 - 9 農林道の実延長・道路面積

分類	実延長 (m)	道路面積 (㎡)
農道	30,822	146,462
林道	266,725	1,007,073

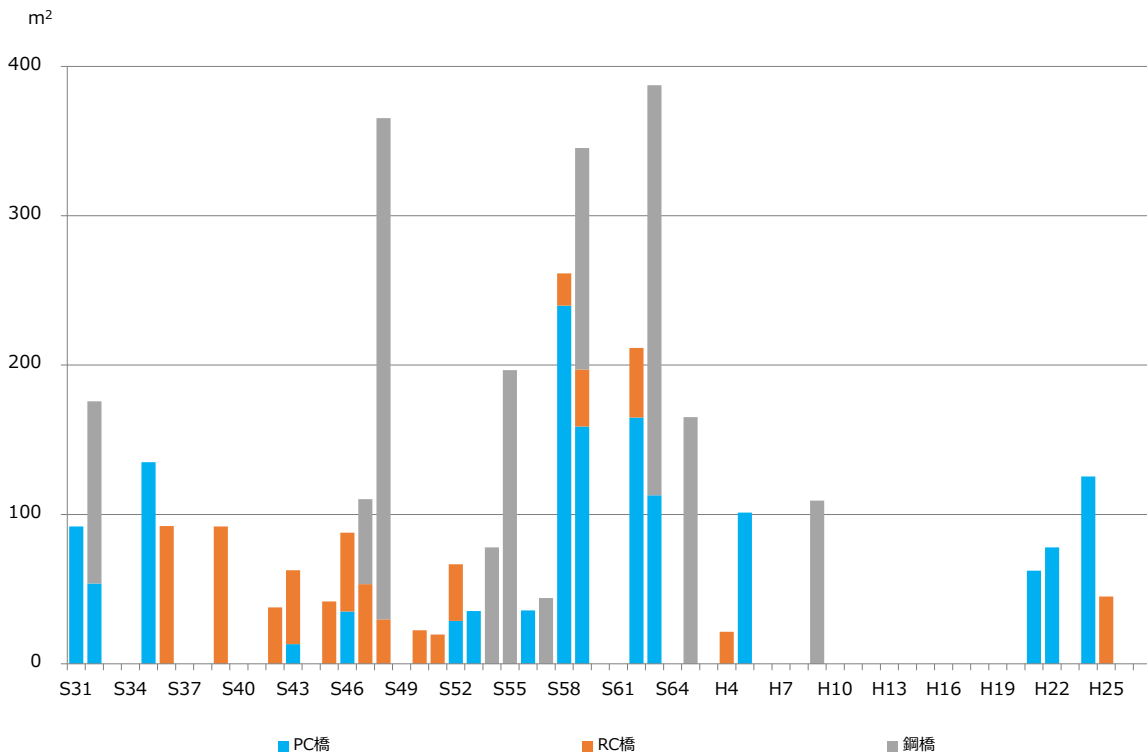
資料：各課作成データ

図表 3 - 10 構造区分別林道橋梁面積

PC 橋 (㎡)	RC 橋 (㎡)	鋼橋 (㎡)	合計 (㎡)
1,472	732	1,530	3,734

資料：各課作成データ

図表 3 - 11 整備年度別・構造区分別林道橋梁面積



資料：各課作成データ

⑥ 上水道

令和2年度時点で、本市が所有する上水道管の総延長は546,494mであり、うち導水管は23,290m、送水管は33,921m、配水管は489,283mとなっています。

本市の上水道普及率は93.4%となっており、現在に至るまで給水区域の拡大を図るとともに、老朽化した管の更新と耐震管の整備を進めています。

主に昭和55年度以前に整備された導水管・配排水管については、今後の対策が特に必要となります。

図表3-12 上水道の施設の箇所数と延床面積

主な施設	施設数	延床面積 (㎡)
浄水場・配水場	71	2,872.20

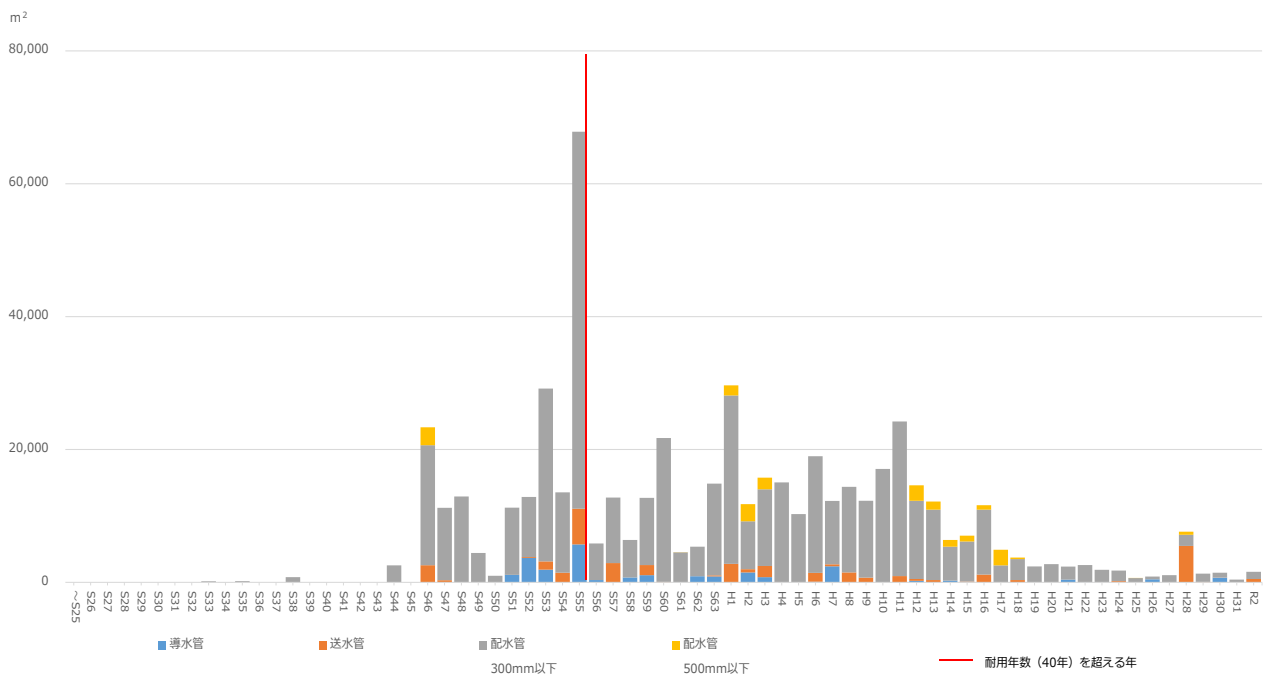
資料：各課作成データ

図表3-13 管種別上水道管延長

導水管 (m)	送水管 (m)	配排水管 (m)	合計 (m)
23,290	33,921	489,283	546,494

資料：各課作成データ

図表3-14 年度別にみた上水道管の整備延長



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

⑦ 下水道

【公共下水道】

令和2年度時点で、本市が所有する下水道管の総延長は178,468m、全人口に占める下水道処理人口の率は53.2%で、下水道区域の接続率は71.2%となっています。下水道管は平成3年度以降に整備されているため、当面の間は更新する必要はありません。

図表3-15 下水道の施設の箇所数と延床面積

主な施設	施設数	延床面積 (㎡)
浄化センター	4	4,689.10

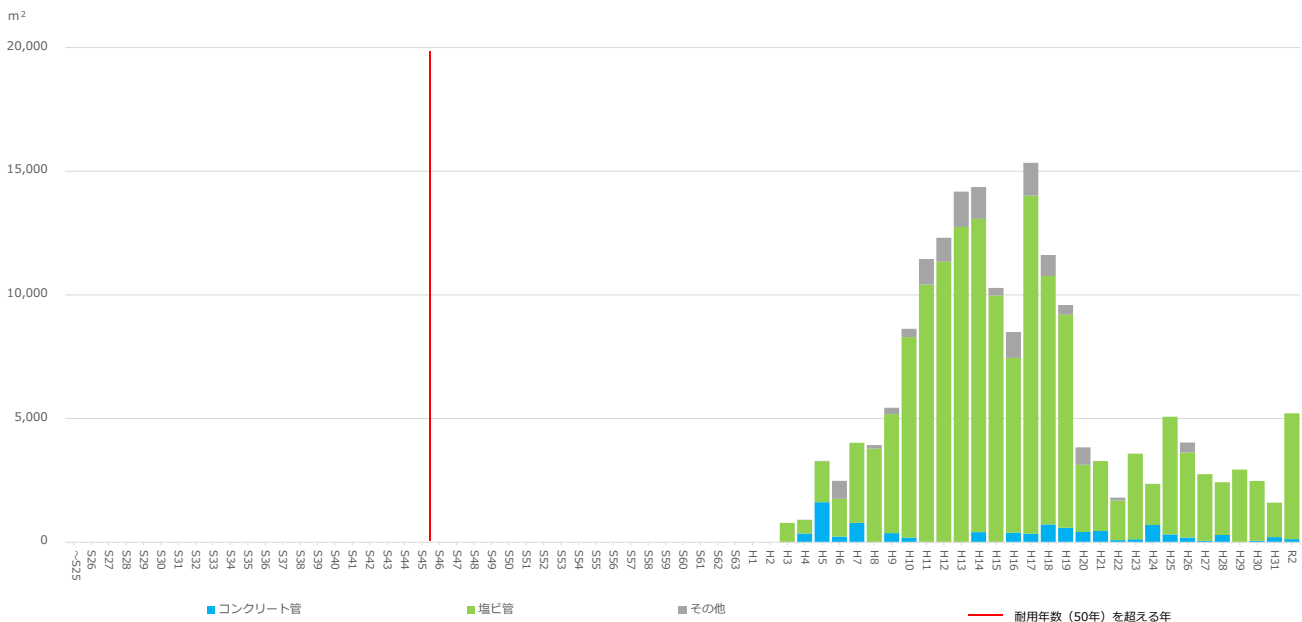
資料：各課作成データ

図表3-16 管種別下水道管延長

コンクリート管 (m)	塩ビ管 (m)	その他 (m)	合計 (m)
9,003	158,139	11,326	178,468

資料：各課作成データ

図表3-17 年度別にみた下水道管の整備延長



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

【農業集落排水施設】

本市では、昭和60年から合川地区で農業集落排水事業の管路整備が進められ、平成10年から鷹巣地区と森吉地区で整備が進み、平成15年から阿仁地区で整備が行われました。

各地区において、整備事業は完了しており、全人口に占める農業集落排水処理人口の率は18.0%で、農業集落排水区域の接続率は90.2%となっています。

図表 3 - 18 農業集落排水の施設の箇所数と延床面積

主な施設	施設数	延床面積 (㎡)
排水処理場	16	4,603.80

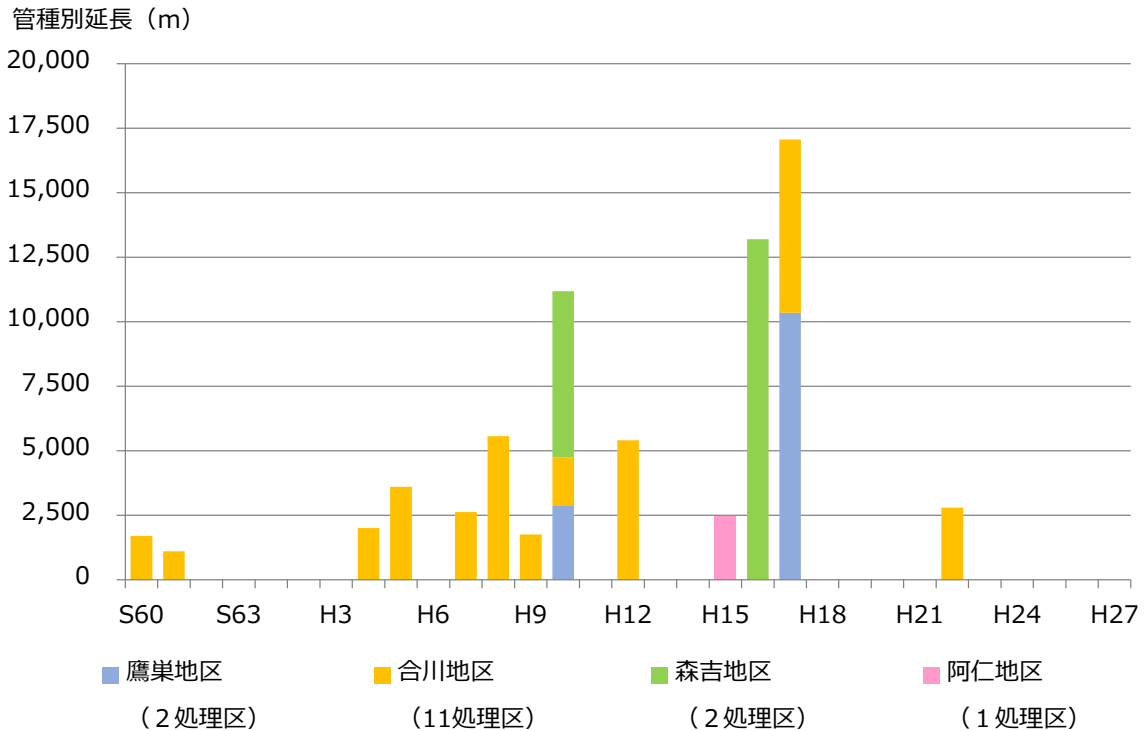
資料：各課作成データ

図表 3 - 19 農業集落排水管延長

鷹巣地区 (m)	合川地区 (m)	森吉地区 (m)	阿仁地区 (m)	合計 (m)
13,197	35,138	19,647	2,467	70,449

資料：各課作成データ

図表 3 - 20 整備年度別・地区別延長



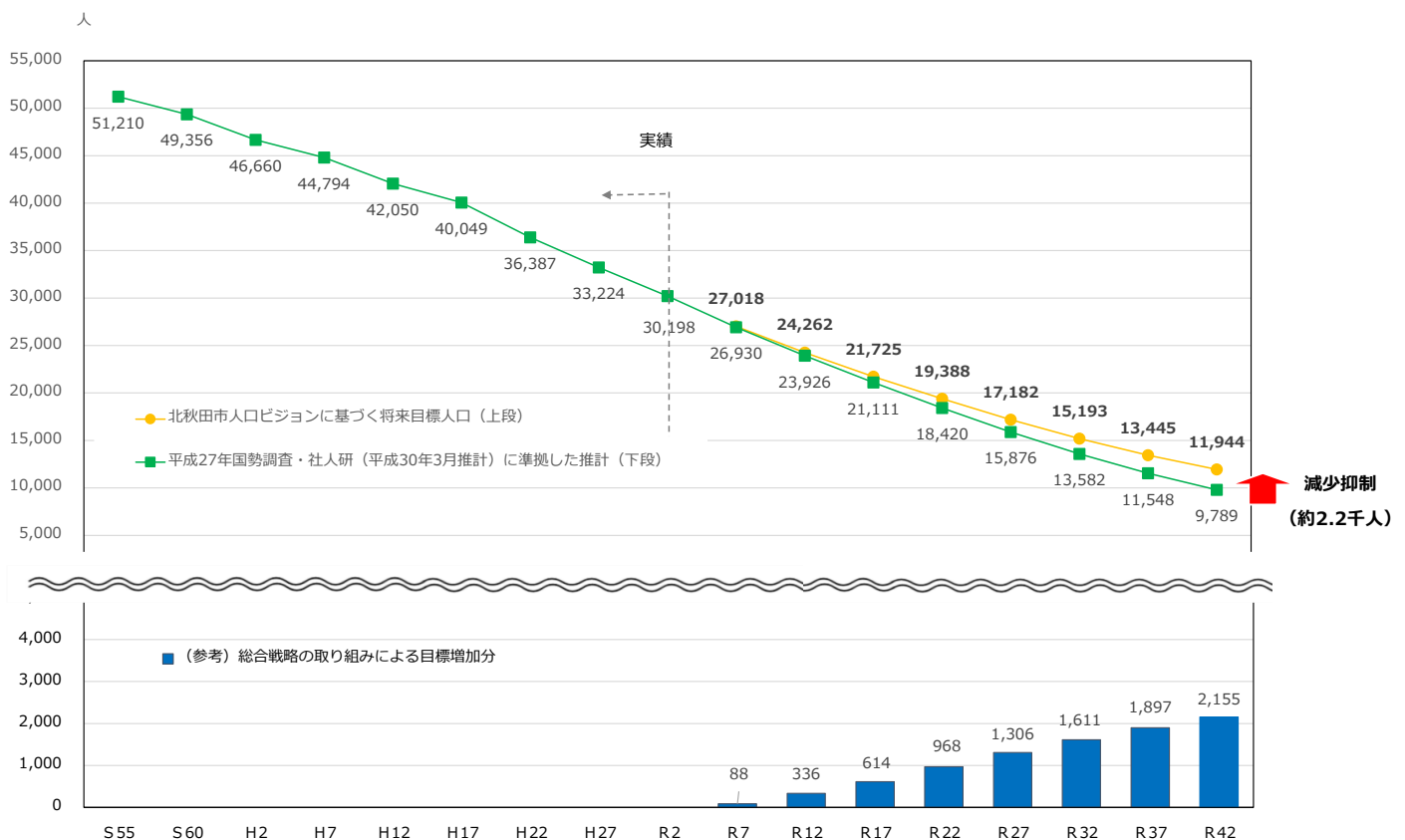
資料：各課作成データ

4. 本市の公共施設等を取り巻く現状

4.1 人口の推移と将来推計

本市の総人口は、昭和30年の約6万7千人をピークに以降減少を続け、令和2年現在の約3万人から令和42年には1万人弱まで減少するものと推計されます。

図表4-1 本市の人口推移と将来推計



資料：出典「国勢調査結果」(総務省統計局)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、第2次北秋田市総合計画後期基本計画、第2期北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

※令和2年までは国勢調査による実測値、令和7年以降は推計値

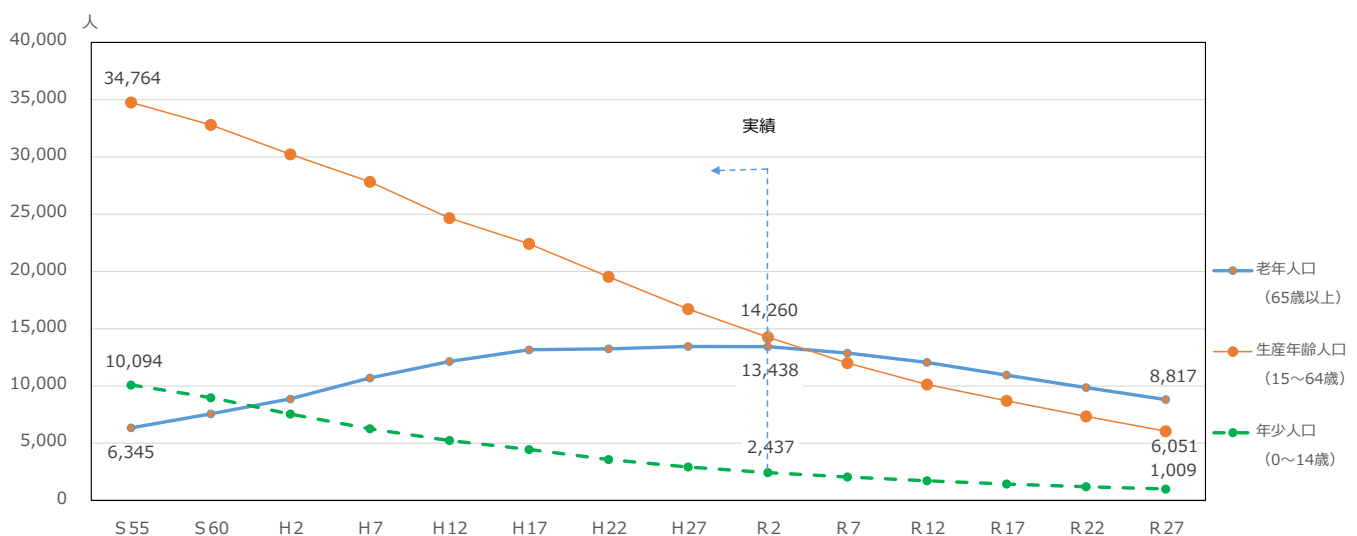
本市の年齢別人口は、生産年齢人口と年少人口が一貫して減少傾向にあり、特に生産年齢人口の減少が顕著となっています。

また、これまで増加傾向にあった老年人口は減少局面に入っており、今後も減少傾向で推移することが見込まれます。

令和12年には老年人口比率（高齢化率）が50%を超え、その後も老年人口比率の上昇が見込まれており、社会保障費の増大は長期的に続くと考えられます。

将来の本市を担う世代に可能な限り負担をかけないための公共施設、インフラ施設の管理を計画的に行っていくことが一層重要となります。

図表4-2 本市の年齢3区分別人口数の推移



図表4-3 本市の年齢3区分別人口比率の推移

単位：%

総人口	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
年少人口(0~14歳)	8.1	7.6	7.2	6.8	6.6	6.4
生産年齢人口(15~64歳)	47.3	44.5	42.4	41.3	39.9	38.1
老年人口(65歳以上)	44.6	47.8	50.4	51.9	53.6	55.5

資料：出典「国勢調査結果」（総務省統計局）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※令和7年以降は推計値、また令和7年度は端数処理のため、100.0%にならない

4.2 財政の現状分析

(1) 歳入の現状

過去10年間の本市の歳入決算額の推移は以下のとおりです。

平成29年度及び令和2年度は、歳入の総額が増加していますが、地方債や国庫補助金の増加が大きく影響しています。

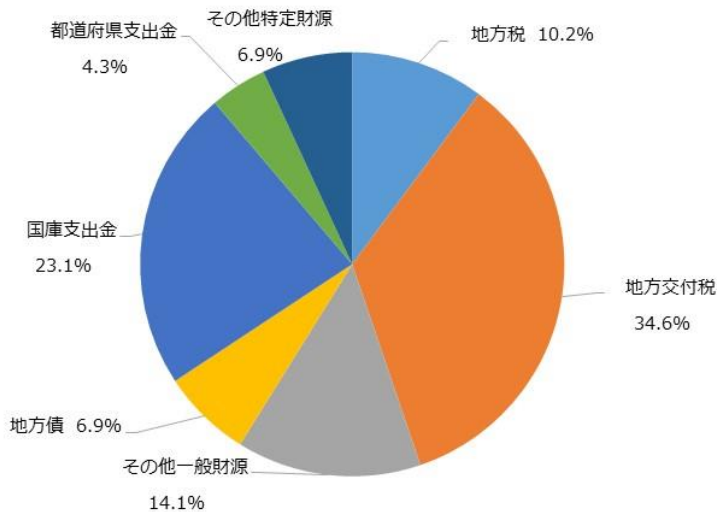
地方交付税については、合併による算定の特例が令和2年度で終了しているほか、人口減少による市税収入の大幅な増加が見込めない状況下であり、持続的かつ安定的な財政基盤の構築に努める必要があります。

図表4-4 本市の歳入決算額の推移（普通会計決算）



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

図表4-5 令和2年度の歳入額構成比



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

(2) 歳出の現状

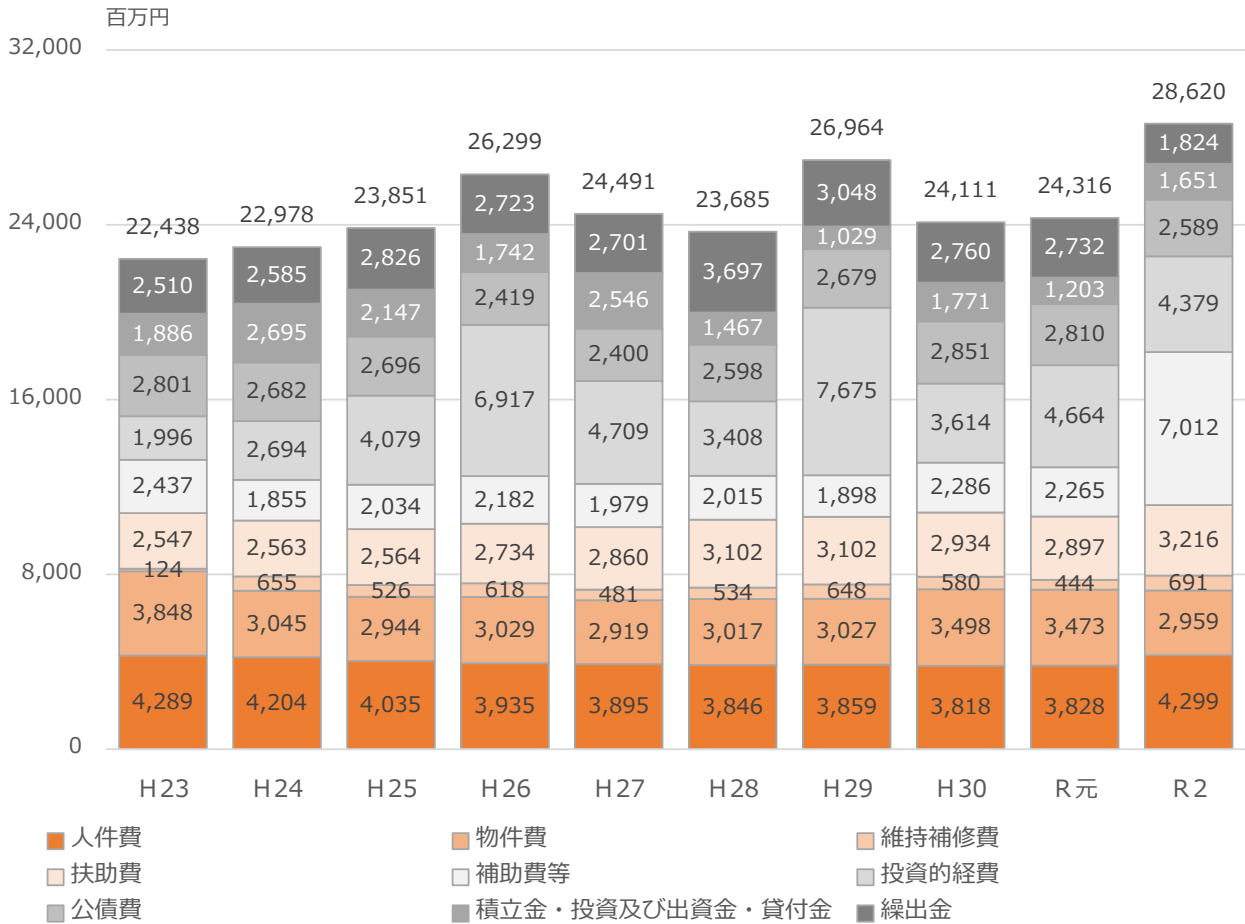
過去10年間の本市の歳出決算額の推移は以下のとおりです。

本市においては行財政改革大綱に基づき、効率的な行財政運営と職員の資質向上等に積極的に取り組んでおり、職員定員適正化計画に基づく人件費の抑制、事務事業の見直しや公共施設の委譲及び集約化、計画的な地方債の発行による公債費の抑制などにより一定の成果はみられています。

しかしながら、社会保障関係経費は増大し、歳出全体の約半分を占める義務的経費は今後も高水準で推移するものと見込まれます。

さらなる人口減少により、公共施設や道路等のインフラ施設の改修が進まずに老朽化が進行し、安全の確保が困難になることが懸念されます。

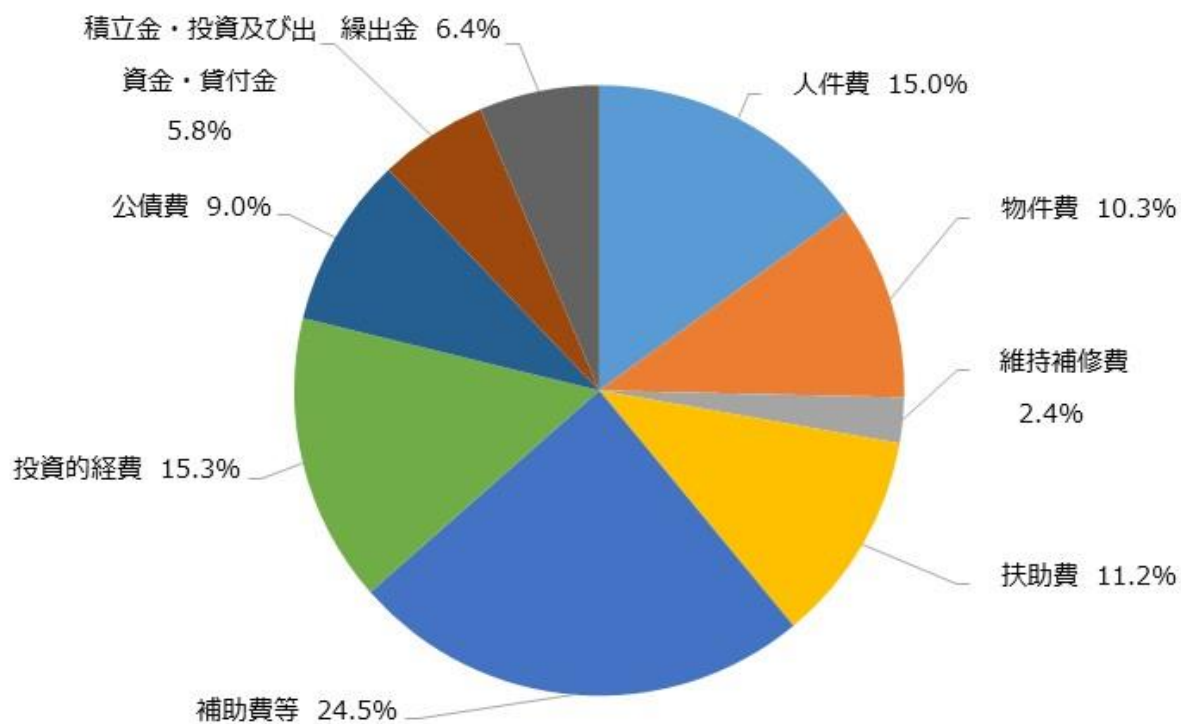
図表4-6 本市の歳出決算額の推移（普通会計決算）



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

令和2年度における歳出決算額の性質別内訳は、以下のとおりです。
人件費と扶助費、公債費を合わせた義務的経費は35.2%と、年間の歳出の3分の1以上を占めています。

図表4-7 令和2年度の歳出額構成比



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

(3) 投資的経費の推移

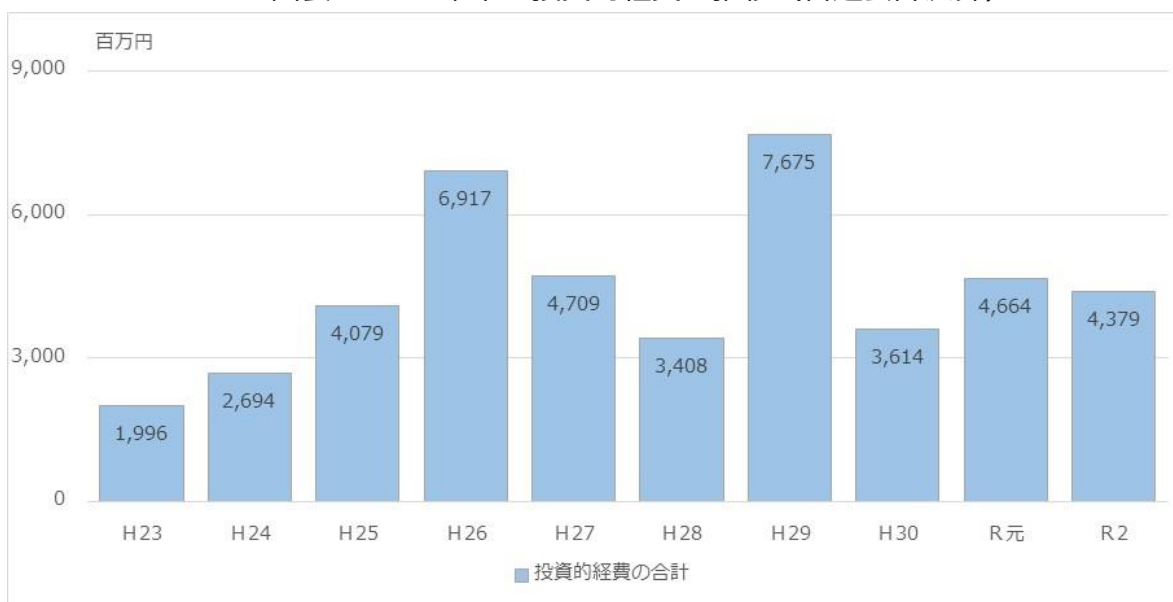
過去10年間における投資的経費の推移は以下のとおりです。

本市では、平成26年度及び平成29年度に比較的多額の投資的経費を計上しています。

これは具体的には、平成26年度は合川小学校の校舎をはじめとする学校教育系施設、平成29年度はクリーンリサイクルセンターのエネルギー回収推進施設を整備したことによるものです。

財源の確保が厳しさを増す中、公共施設等の維持・補修及び除却の計画的な実施がより重要となります。

図表4-8 本市の投資的経費の推移（普通会計決算）



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

5. 公共施設とインフラ施設の更新にかかる将来コスト

5.1 更新費用の算出方法

ここでは、本市が保有する公共施設とインフラ施設にかかる更新費用を試算します。本試算を行うにあたっては、平成24年度に財団法人地域総合整備財団が提供したアプリケーションソフトを利用しています。

単価や更新年次は平均的、一般的なものであり、本推計はあくまで目安として示されるものであるため、実際にかかる費用を示すものではありません。

対象施設について、現在の施設規模で維持すると仮定した場合の「単純更新パターン」と、長寿命化を行う場合を想定した「長寿命化パターン」を試算し、それぞれの合計を比較した差異を効果額として算出します。

単純更新パターンでは、後述のとおり、目標耐用年数を主体構造別に設定し、建て替えまでの中間年度に大規模改修を行い、目標耐用年数経過後に建て替えを行うこととします。

長寿命化パターンでは、公共施設の耐用年数を、こまめな点検・補修等、予防的措置をとることにより、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年から、80年に延長し、建築後40年で建築物の点検や補修費の総額を計上し、その後40年で建て替えるものと仮定します。

(1) 公共施設・インフラ施設の修繕・更新等にかかる更新費用の算出

公共施設に関する試算では、試算ソフトに準じ、施設の大分類ごとに、建て替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

耐用年数は、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる60年を採用し、建築附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数がおおむね15年であることから、2回目の改修である建築後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建て替えるものと仮定します。

なお、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように建て替え期間を3年とし、大規模改修については改修期間を2年とします。

更新単価については、以下のとおりです。

① 公共施設

公共施設の試算については、試算ソフトの算出方法に準じ、単価を設定します。

なお、補修や点検の費用については、下記のとおり単価設定します。

図表 5 - 1 公共施設の更新単価

	更新（建替）	大規模改修	補修・点検費
文化系、社会教育系、行政系等施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡	20 万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33 万円/㎡	17 万円/㎡	17 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡	17 万円/㎡

② 道路

道路は、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難であることから、現在の道路の総面積を、舗装部分の更新（打換え）の耐用年数で割ったものを、1年間の舗装部分の更新量と仮定します。

道路の耐用年数は、舗装の法定耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年とし、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。道路の更新費等は下表のとおりです。

図表 5 - 2 道路の更新単価

	耐用年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/㎡

③ 橋梁

橋梁は、整備年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定します。

試算時点で更新年数を既に経過し、更新しなくてはならないはずの橋梁が、更新されずに残されている場合に、積み残し処理を割り当てる年数は、5年とします。

橋梁の更新費等は下表のとおりです。

図表 5 - 3 橋梁の更新単価

	耐用年数	更新単価
RC 橋	60 年	425 千円/㎡
鋼橋		500 千円/㎡
木橋		425 千円/㎡

④ 上水道

上水道の試算については、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。また、水道処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

試算時点で更新年数を既に経過し、更新しなくてはならないはずの上水道管が、更新されずに残されている場合に、積み残し処理を割り当てる年数は、5年とします。

管径別の更新単価等については、下表のとおりです。

図表 5 - 4 上水道の更新単価

	管径	耐用年数	更新単価
導水管・送水管	300mm 未満	40 年	100 千円/m
	300~500mm 未満		114 千円/m
	500~1,000mm 未満		161 千円/m
	1,000~1,500mm 未満		345 千円/m
	1,500~2,000mm 未満		742 千円/m
	2,000mm 以上		923 千円/m

	管径	耐用年数	更新単価
配水管	50mm 以下	40 年	97 千円/m
	75mm 以下		
	100mm 以下		
	125mm 以下		
	150mm 以下		
	200mm 以下		100 千円/m
	250mm 以下		103 千円/m
	300mm 以下		106 千円/m
	350mm 以下		111 千円/m
	400mm 以下		116 千円/m
	450mm 以下		121 千円/m
	500mm 以下		128 千円/m
	550mm 以下		
	600mm 以下		142 千円/m

⑤ 下水道

下水道の試算については、整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。また、下水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

試算時点で更新年数を既に経過し、更新しなくてはならないはずの下水道管が、更新されずに残されている場合に、積み残し処理を割り当てる年数は、5年とします。

管径別の更新単価等については、下表のとおりです。

図表 5 - 5 下水道の更新単価

	耐用年数	更新単価
250mm 以下	50 年	61 千円/m
251mm~500mm 以下		116 千円/m
501mm~1,000mm 以下		295 千円/m
1,001mm~2,000mm 以下		749 千円/m
2,001mm~3,000mm 以下		1,680 千円/m
3,001mm 以上		2,347 千円/m

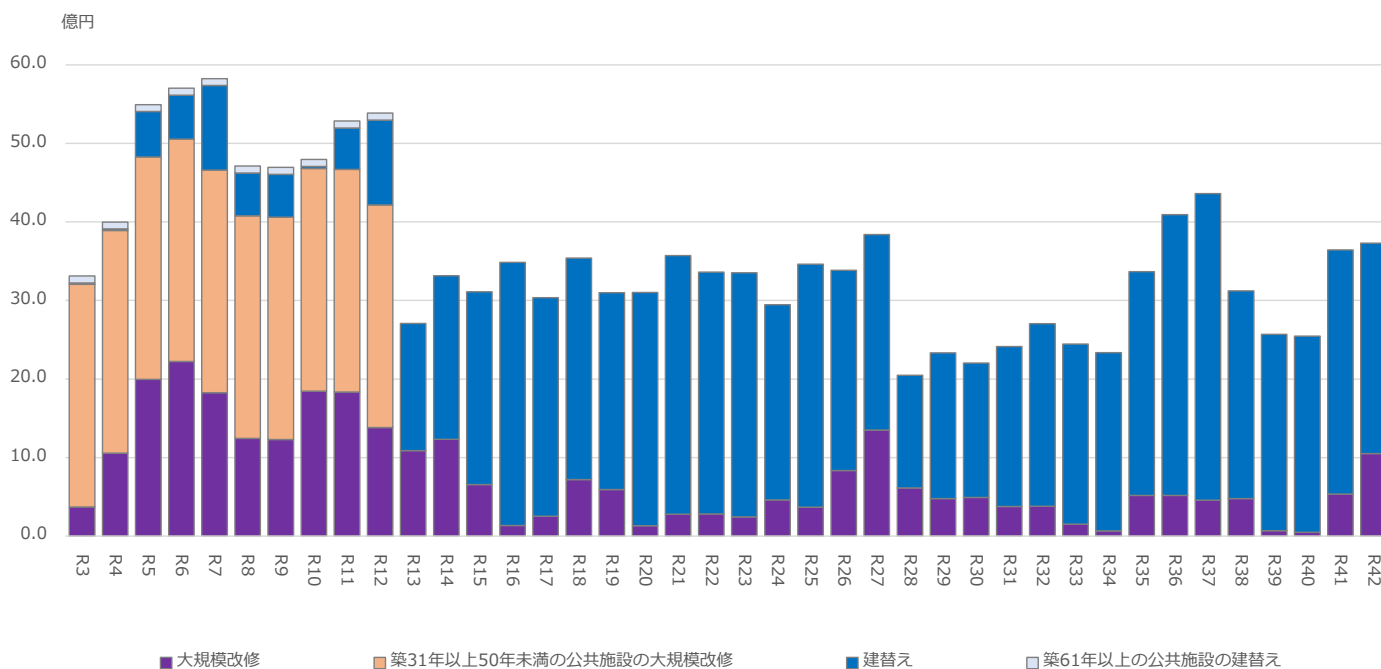
5.2 公共施設・インフラ施設別将来コストの推計

(1) 公共施設

本市が保有する公共施設の更新費用を推計すると、40年間の更新費用総額は約1,424.1億円、1年あたりでは約35.6億円と見込まれています。

令和12年まで大規模改修が続き、翌年度以降からは建て替えが必要な時期を迎えることから、施設の集約化や複合化、除却などを積極的に行い、施設総量の削減と施設利用・管理の効率化を図っていく必要があります。

図表5-6 公共施設にかかる将来の更新費用の推計



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

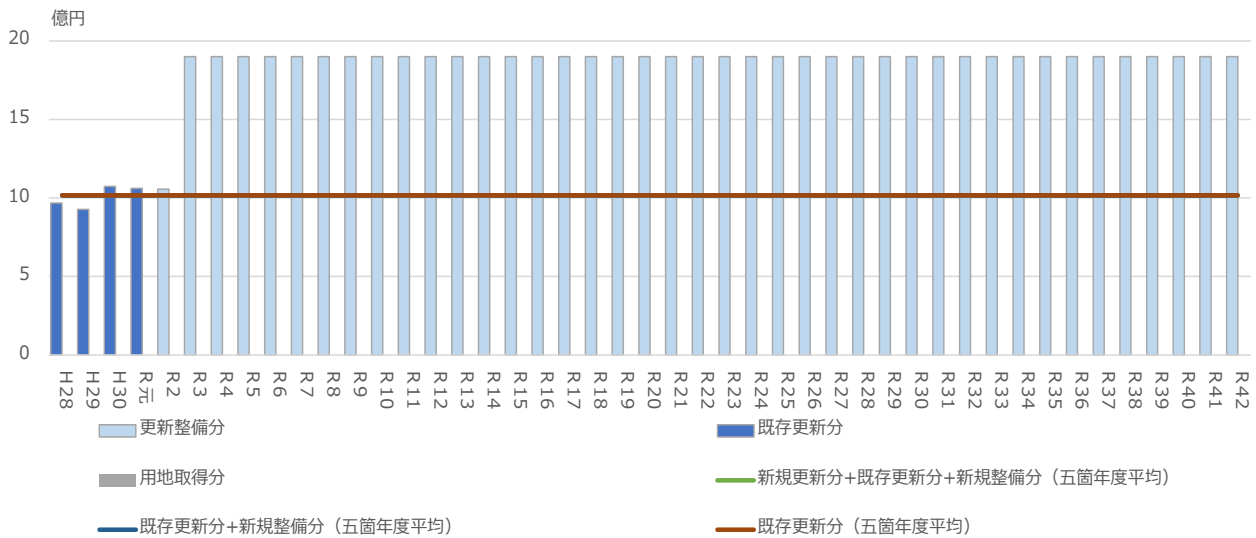
(2) インフラ施設

① 道路

今後道路を維持していくにあたり、必要とされる更新費用は以下のグラフのとおりです。

今後40年間では約760,1億円、1年あたりで約19.0億円が必要とされており、直近5年間の投資的経費の平均（約10.2億円）の約1.9倍となっています。

図表5-7 道路にかかる将来の更新費用の推計



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

図表5-8 道路にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	967,120	0	0	967,120
平成29年度	927,039	0	0	927,039
平成30年度	1,072,816	0	0	1,072,816
令和元年度	1,060,870	0	0	1,060,870
令和2年度	1,055,816	0	0	1,055,816
平均	1,016,732	0	0	1,016,732

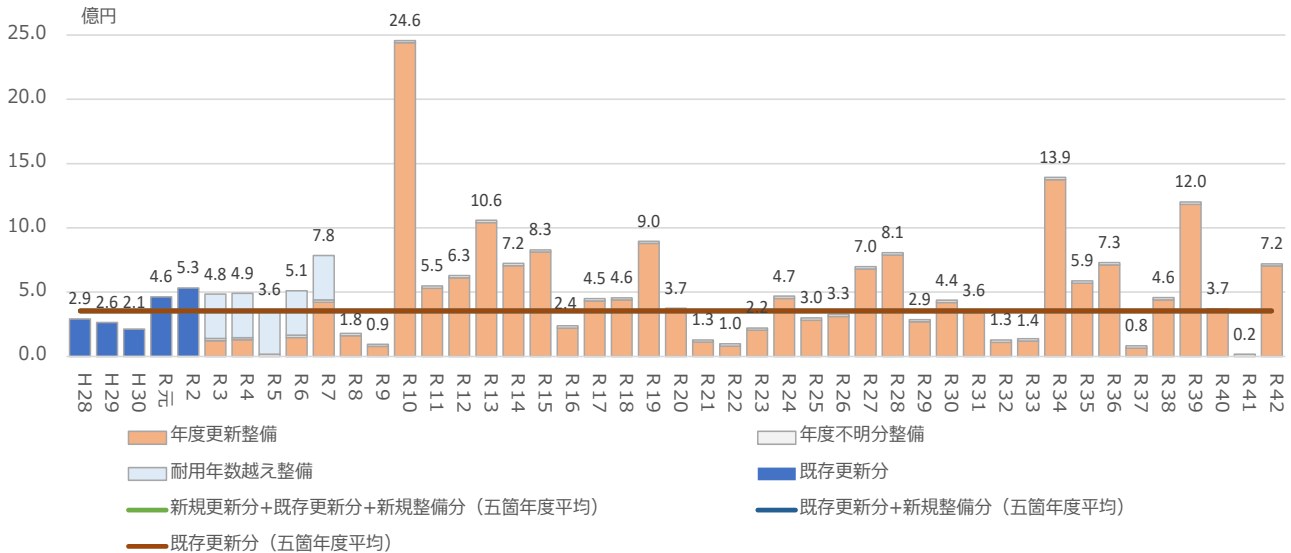
資料：財政課作成データ

② 橋梁

橋梁にかかる更新費用は以下のグラフのとおりです。

今後の40年間で必要とされる更新費用は約243,2億円、1年あたりでは約5.4億円と直近5年間の投資的経費の平均（約3.5億円）の約1.5倍となっています。

図表5-9 橋梁にかかる将来の更新費用の推計



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

図表5-10 橋梁にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	292,112	0	0	292,112
平成29年度	263,282	0	0	263,282
平成30年度	212,402	0	0	212,402
令和元年度	462,379	0	0	462,379
令和2年度	532,731	0	6,613	539,344
平均	352,581	0	1,323	353,904

資料：財政課作成データ

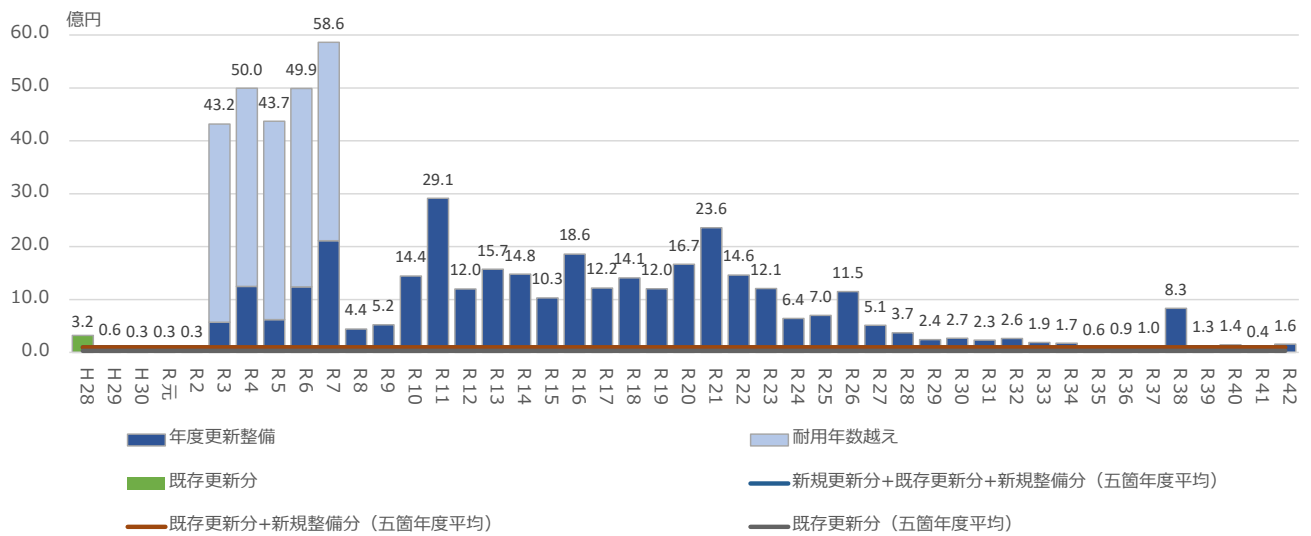
③ 上水道

上水道の更新にかかる更新費用は以下のグラフのとおりです。

今後40年間で538.0億円程度、1年あたりでは13.4億円程度を要することが見込まれています。直近5か年の上水道の投資的経費の平均は1.0億円程度であることから、約13倍の費用が必要になると見込まれます。

人口減少に伴う利用者数の減少を見据えた長期的な視点に基づく更新や除却を進めていく必要があります。

図表5-11 上水道にかかる将来の更新費用の推計



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

図表5-12 上水道にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

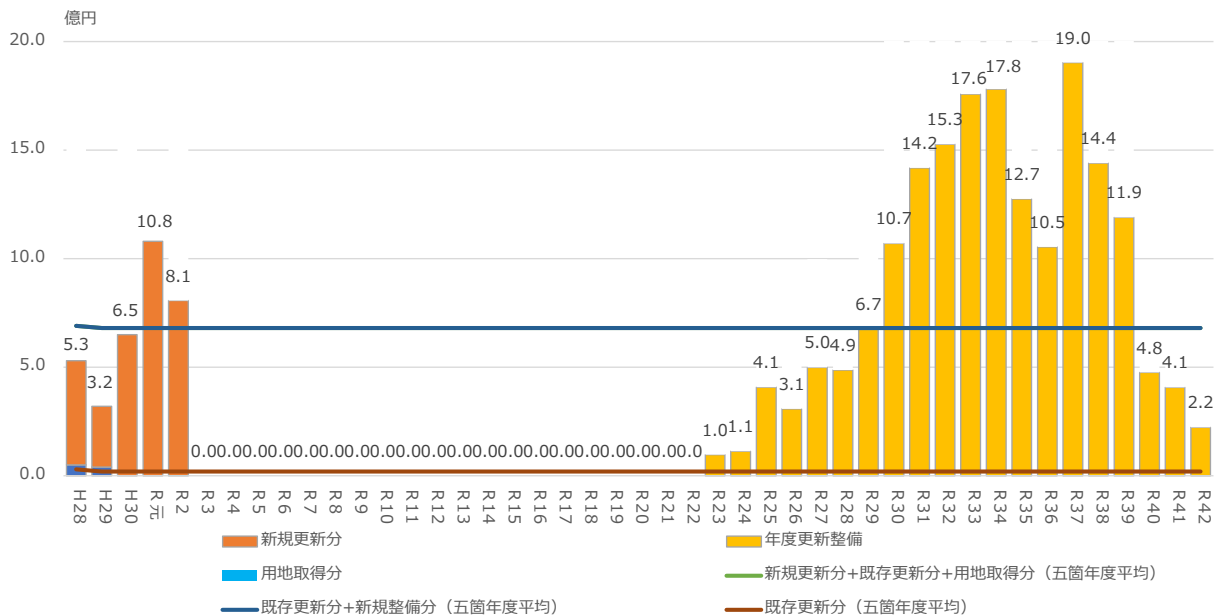
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成28年度	21,912	301,016	0	322,928
平成29年度	21,307	41,442	0	62,749
平成30年度	29,303	0	0	29,303
令和元年度	31,712	0	0	31,712
令和2年度	30,768	0	0	30,768
平均	27,000	68,492	0	95,492

資料：財政課作成データ

④ 下水道（農業集落排水含む）

下水道（農業集落排水含む）にかかる更新費用は、以下のグラフのとおりです。今後40年間で221.3億円程度、1年あたりでは4.5億円程度を要すると見込まれています。比較的近年に整備された下水道管が多いため、早急に対処しなければならないものは比較的少ないと見込まれます。

図表 5 - 13 下水道にかかる将来の更新費用の推計



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer.2.10より作成

図表 5 - 14 下水道にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 年度	50,760	477,909	0	528,669
平成 29 年度	61,024	282,646	0	323,866
平成 30 年度	9,500	654,743	0	654,743
令和元年度	2,050	1,080,159	0	1,080,159
令和 2 年度	2,529	805,777	702	806,479
平均	25,173	660,247	140	685,560

資料：財政課作成データ

5.3 公共施設及びインフラ施設の将来コスト

本市が保有する公共施設とインフラ施設にかかる更新費用について、2つのパターンで試算します。

第1に、単純更新パターン（既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み）では、40年間で約3,118.3億円、単年度あたり78.0億円となります。

第2に、長寿命化パターン（点検や補修及び改良など保全コストをかけながら、既存施設の延命化を図る場合の見込み）では、40年間で約2,616.3億円、単年度あたり65.4億円となります。

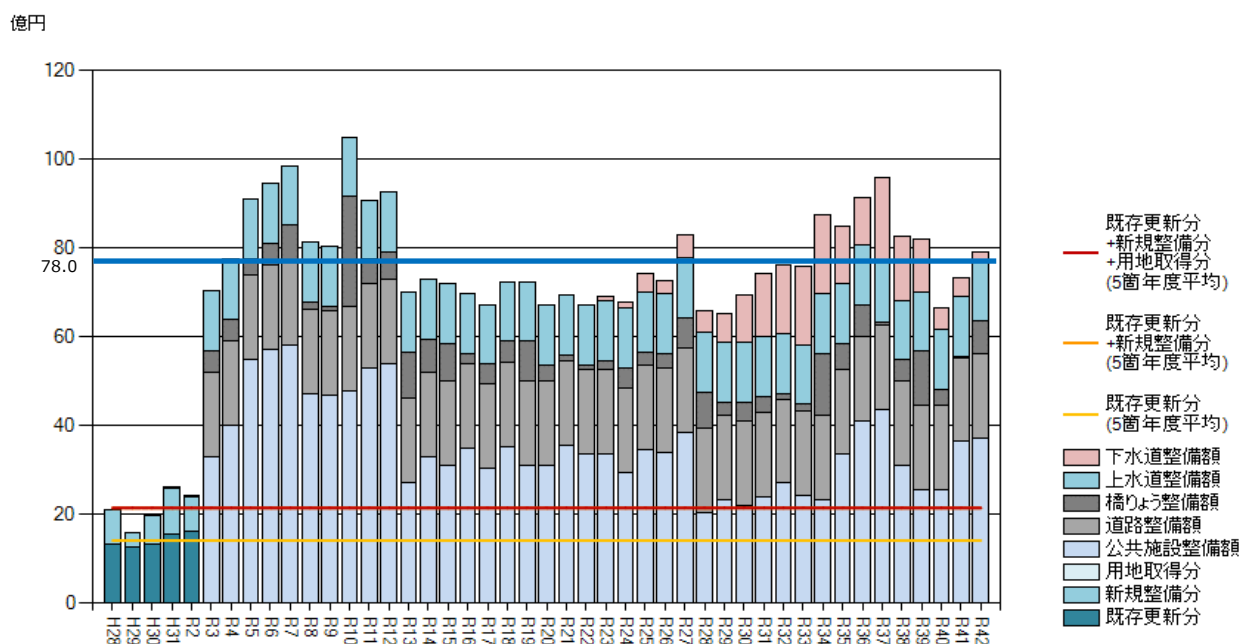
単純更新パターンと長寿命化パターンを比較すると、長寿命化パターンの方が、40年間で502.0億円、単年度あたり12.6億円の削減効果があると推計されます。

図表5-15 長寿命化による更新費用の削減効果

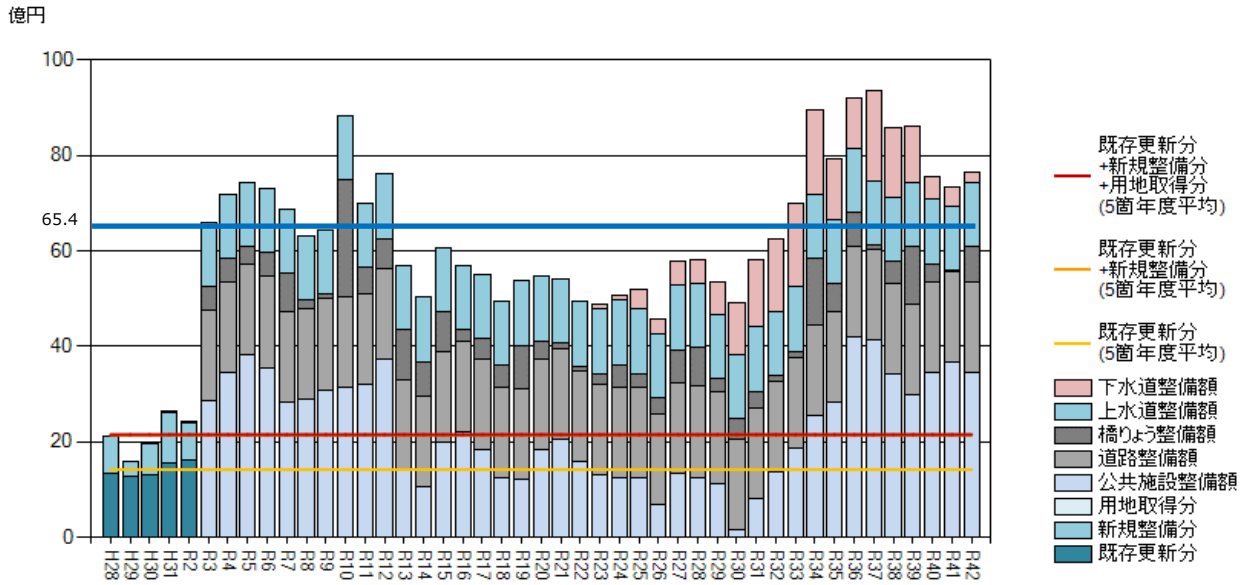
単位：億円

推計パターン	更新費用 (40年間の合計)	更新費用 (単年度あたり)
① 単純更新パターン	3,118.3	78.0
② 長寿命化パターン	2,616.3	65.4
③ 更新費用の削減効果 (①-②)	502.0	12.6

図表5-16 公共施設及びインフラ施設の将来の更新費用の推計（単純更新パターン）



図表 5 - 17 公共施設及びインフラ施設の将来の更新費用の推計（長寿命化パターン）



資料：公共施設等更新費用試算ソフトVer2.10より作成

5.4 充当可能な財源の見込み

充当可能な財源の見込みについて、現在の維持補修費と普通建設事業費及び災害復旧事業費の平成28年～令和2年の決算平均額からみると、年間約53.3億円となります。

図表 5 - 18 充当可能な財源の見込み

単位：千円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	5か年平均
維持補修費	533,880	647,958	579,909	443,569	690,807	579,225
普通建設事業費	3,371,786	7,557,027	3,212,079	4,523,408	4,354,199	4,603,700
災害復旧事業費	36,592	117,481	402,092	140,810	24,328	144,261
合計	3,942,258	8,322,466	4,194,080	5,107,787	5,069,334	5,327,185

資料：市町村決算カード等

5.5 現状や課題に関する基本認識

公共施設等の老朽化の状況や将来コスト、本市の人口将来見通しを踏まえた課題を整理すると以下のとおり整理することができます。

公共施設等は、市民生活と直結するものであり、良好な市民サービスを提供し、市民福祉の向上を図るうえで不可欠なものであることから、確実な財源確保の中で、効率的に施設整備等を進めていく必要があります。

(1) 老朽化の進む公共施設の安全性確保

本市の公共施設の多くは、昭和40年代から昭和60年代に建設されており、これらの施設は、既に築30年を越えているため、老朽化や機能低下が発生しています。

このため、公共施設の機能を適正に保つために、大規模な改修や更新が必要ですが、その時期が令和5年から令和12年頃に集中するため、これを回避する必要があります。

(2) 今後の人口減少社会に応じた公共施設等の適正化

本市の総人口は、昭和30年の約6万7千人をピークに減少を続け、令和2年時点で約3万人となっており、今後も人口減少が継続し、38年後の令和42年には1万人弱まで減少すると予測されています。

一方、社会情勢の変化や市民のニーズに対応して公共施設等は増加してきています。

今後は人口減少に伴う、施設の利用者全体の減少により、さらに過剰な状況が生じると予想されます。

このため、人口規模に応じた適正な数量に公共施設等を保つための対策が必要となります。

(3) 人口構成の変化を踏まえた機能・サービスの再構築

全国的な傾向と同様に本市においても少子高齢化が見込まれ、22年後の令和26年には高齢者の割合は5割台半ばに達すると推計されています。

このため、公共施設等の改修・更新に際しては、高齢者向けの機能の確保など新たな市民ニーズに対応した機能やサービスの向上を図ることが必要となります。

(4) 維持更新費の確保

公共施設等の整備・維持補修にかかる投資的経費は、近年増加傾向にあるとともに、今後において、大規模改修や更新の必要な施設が数多くあり、さらなるコストの増加が見込まれます。

一方、生産年齢人口の減少により、市税の減収が見込まれるとともに、高齢化等に伴う扶助費の増加により、公共施設等の維持更新費に対して財源不足が予想されます。

このため、公共施設等の維持管理にかかるコスト縮減と新たな財源の確保などにより適正を保つ対策が求められます。

(5) 協働による施設の活用

市で保有している公共施設には現在活用していない遊休施設もあり、こうした遊休施設は人口減少により、今後も増えていく可能性が高いと見込まれます。売却や貸付など新たな収入源の確保に加え、行政が住民や団体、企業等とも連携しながら活用手法について探っていく必要があります。

また、活用が見込まれない施設については、安全性の確保の観点からも、速やかに解体する必要があります。

6. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

6.1 基本方針

本市の公共施設等を効率的・効果的に管理していくための基本方針について、「公共施設の総量適正化」「長寿命化の推進」「遊休施設の有効活用」「効率的な施設運営」の4つを定めます。

この基本方針等に基づき、今後の限られた財源の中で公共施設等の計画的な整備や改修・更新を行っていきます。

方針① 公共建築物の総量適正化

本市では、昭和30年をピークに人口減少が進行している中で、公共施設等は増加しており、人口減少に比較して、過大な状況が続くと予想されます。

今後は、各施設の利用実態を踏まえつつ、類似施設の統合や集約化等を視野に入れ、将来の人口減少に応じた公共施設の総量適正化を推進します。

方針② 長寿命化の推進

今後、予想される公共施設等の維持更新費の財源不足に対しては、総量削減、効率的な施設管理と合わせ、計画的な長寿命化計画による耐用年数の延長で建て替えや更新の年度を延ばし、財政負担の軽減を図ります。

特に、継続的な利用が見込まれる公共施設や総量の削減がそぐわないインフラ施設については、予防保全型維持管理の視点に立ち、維持管理費の縮減を図ります。

方針③ 遊休施設の有効活用

遊休施設については、機能の見直しや余剰スペースの活用、他用途への転換、他施設との複合化・集約化などによる活用を進めていきます。

また、施設を廃止した場合の賃貸・売却収入は、今後も維持していく施設や優先する施設の更新費に充てることを基本にします。

方針④ 効率的な施設運営

今後、本市においても高齢化が進行し、公共施設等に対する市民ニーズも変化することが予想されます。

そのため、市民ニーズの把握をしつつ、利用率の低い施設は他用途への転換や機能の複合化等を行い、総量を削減しつつも、効率的な施設運営により、市民サービスの確保を図ります。

なお、民間に施設運営を任せの方がコスト削減及びサービス向上につながる場合には、民間ノウハウの活用を検討します。

6.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市における公共施設等の現状や課題に対応し、健全で持続可能な自治体経営を実現するためには、公共施設等全体を「貴重な経営資源」と捉え、効果的で効率的に活用していく視点が必要です。

このため、本市では次の10の実施方針を定めて、公共施設等をマネジメントします。

(1) 点検・診断等の実施方針

継続的な利用が見込まれている公共施設やインフラ施設については、予防保全型維持管理の視点に立って、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行います。

なお、点検・診断等のデータは集約・蓄積し、全庁で情報を共有し、老朽化対策等に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設類型ごとの長寿命化計画等を策定し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことを基本とし、ライフサイクルコストの軽減・平準化を図ります。

また、公共施設等の維持管理・修繕は、予防保全を基本とし、性能・機能の保持、回復に努めます。

施設の整備更新は、今後の複合化・機能転換・用途変更・集約化・廃止などを視野に入れ、必要な施設のみを対象とするとともに、積極的に民間資金等を活用するPPP¹・PFI²手法などの導入を検討します。

¹ Public Private Partnership の略で、公（Public）民（Private）が連携して公共サービスの提供を行うスキーム

² Private Finance Initiative の略で、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法

なお、維持管理・修繕・更新などのデータは集約・蓄積し、全庁で情報を共有し、老朽化対策等に活用します。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果、施設の危険度が高いと判断された場合は、原則として危険の除去により安全の確保に努めます。

また、同種の施設についても早急に点検を実施することで事故の未然防止を図ります。

なお、利用見込みがなく必要性が認められない施設において危険度が高いと判断された場合は、取り壊しなどにより安全確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

本市では、令和3年3月に「北秋田市耐震改修促進計画第3期計画」を策定し、市有の公共施設の耐震化率を、令和2年度時点の90%から令和7年度までに100%にすることを目標に取り組みを進めています。

今後も、耐震化率100%を目指し、耐震診断や耐震改修の取り組みを推進していきます。

なお、学校施設については平成28年4月1日時点で耐震化率100%を達しています。

(5) 長寿命化の実施方針

本市では、令和2年4月に「北秋田市公営住宅等第2期長寿命化計画」を改訂し、長寿命化を図るべき公営住宅等を32団地562戸とし、今後、建て替えや維持保全等を進めていく予定です。その他の施設についても、必要に応じて、個別に長寿命化計画等を策定します。

(6) 統合や廃止の推進方針

本市では、延床面積の占める割合が最も高い学校教育系施設を対象として、平成28年度に「北秋田市小中学校適正規模・配置再編プラン」を策定し、小学校の再編を推進していくこととしています。

その他の施設については、統合・整理や複合化、遊休施設の活用によって、機能を維持しつつ施設の総量削減に努めます。

複合化等により用途廃止され、将来的に公共利用を見込まない土地や建物については処分を推進します。

なお、本計画は、統合や長寿命化などによる事業費や施設数の縮減を目指していますが、統合や廃止の実施ありきではなく、公共施設等における公共サービスの維持、向上を目指しつつ、効率的な維持管理等を実施していくことを基本とします。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するため、今後、庁内検討組織を設置し、各部署間で情報共有を図りながら全庁体制で本計画の推進及び進捗管理に取り組みます。また、必要に応じて職員研修を実施し、本計画への理解を深めるものとします。

なお、公共施設等に関する情報を適切に管理するため、固定資産台帳などの地方公会計との連携を図りながら、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行います。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

施設の新設や大規模改修にあたっては、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人が利用しやすい公共施設等のユニバーサルデザイン化に取り組みます。

(9) P D C Aサイクルの推進方針

公共施設等の管理はそれぞれの個別の施設管理計画に基づき具体的に実施していくこととするものの、社会情勢や施設を取り巻く環境の変化などに対応していく必要があることから、P D C A（計画・実行・評価・改善）のマネジメントサイクルに則り、本計画の適切な進行管理を行うとともに、フォローアップ等による必要な見直しを行うことによって、継続性と実効性を確保します。

(10) 広域連携の検討

国や県、近隣自治体の公共施設等の配置状況を把握し、必要に応じて広域的な連携について検討します。

7. 施設類型ごとの管理に関する実施方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を踏まえ、公共施設及びインフラ施設の施設類型ごとの管理に関する実施方針を以下のように定め、取り組みを推進します。

7.1 公共施設管理の基本的な考え方

(1) 市民文化系施設

対象施設	集会施設（76施設）、文化施設（5施設）
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none">・ 市民文化系施設としては、公民館、集会所、自治会館、交流センター、文化会館など 81 施設が立地しています。・ 延床面積は、30,153.97 m²であり、公共施設全体に占める割合は、約 9.8%です。
方針	<ul style="list-style-type: none">・ 指定管理者制度などの官民連携手法を活用し、自治会等との協働による管理運営を進めます。・ 集会施設については、地域のコミュニティ拠点として継続配置することを基本としますが、地元自治会等の集会所や作業所としての機能が強い集会施設については、地元への譲渡などを検討します。また、避難場所等に指定され防災上の拠点的役割を担う施設については、今後も適切に維持管理等を継続します。・ 自治会館の整備・環境整備への補助、防犯街灯整備・防犯街灯電気料への補助により自治会運営への支援を行います。・ 文化施設はおおむね施設性能は高く、かつ、有効に活用されていることから、今後も市有施設として適切に維持管理して有効活用に努めるとともに、市民ニーズに合致しているか、効率的な運用になっているか等の観点から、市の文化振興の在り方を含めて、総合的に検討します。

(2) 社会教育系施設

対象施設	博物館等（13施設）
現状認識 （施設概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育系施設としては、根子番楽伝承館や胡桃館遺跡埋蔵資料館、浜辺の歌音楽館など13施設が立地しています。 ・延床面積は、5,892.27㎡であり、公共施設全体に占める割合は、約1.9%です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・収益を伴う施設の管理運営については、指定管理者制度等の民間活力を活用し、効果的・効率的なサービス提供を推進します。 ・地域の特色を活かした魅力的な企画・展示を推進して入館者の増加を図るとともに、季節条件や入館状況を踏まえた運営等により管理効率の向上を図ります。 ・博物館等は、一部に老朽化がみられるものの、おおむね施設性能は高く、文化財に指定されている建物もあることから、適切に維持管理して有効な活用の方策を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

対象施設	スポーツ施設（26施設）、レクリエーション施設・観光施設（43施設）、保養施設（11施設）
現状認識 （施設概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション系施設としては、スポーツセンター、体育館、プール、スキー場、野球場、温泉施設、キャンプ場、熊牧場など80施設が立地しています。 ・延床面積は、41,546.46㎡であり、公共施設全体に占める割合は、約13.6%です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・収益を伴う施設の管理運営については、指定管理者制度等の民間活力を活用し、効果的・効率的なサービスの提供を推進します。 ・既存施設・器具等の修繕や更新を継続して行い、今後も施設の適正管理と有効活用に努めるとともに、多様なスポーツニーズに応じた施設環境の充実を図ります。 ・類似施設が複数存在する地区については、老朽化や利用状況等勘案し、集約化を検討します。 ・行政が保有する必要性が相対的に低い温泉施設等については、民間譲渡も視野に入れて中長期的な観点から総量縮減を検討します。

(4) 産業系施設

対象施設	産業系施設（29施設）
現状認識 （施設概要）	<ul style="list-style-type: none"> 産業系施設としては、農林漁業体験実習館、山村開発センターなどが立地しています。 延床面積は、8,078.96 m²であり、公共施設全体に占める割合は、約 2.6%です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 本市の産業振興に寄与する施設の役割を踏まえ、市内産業の動向なども考慮し、長寿命化や更新を検討します。 老朽化の著しい施設は、存続の検討と地域産業の振興の両面から集約も含め検討します。

(5) 学校教育系施設

対象施設	学校（78施設）、その他教育施設（17施設）
現状認識 （施設概要）	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育系施設としては、小学校、中学校、学校給食センターなど 95 施設が立地しています。 延床面積は、75,253.95 m²であり、公共施設全体に占める割合は、約 24.5%を占め、全ての公共施設の中で最も多い割合を占めています。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の適正規模・配置再編については、平成 28 年度に策定のプランをもとに、保護者や地域住民との話し合いを重ねながら、再編の実施にあたっては児童生徒や地域の実情に応じた学校再編を進めます。 阿仁合小学校・大阿仁小学校・阿仁中学校の統合を行い、校舎は阿仁合小学校を改修します。（北秋田市小中学校適正規模・配置再編プラン） その他教育施設のうち、利用実体がない施設で老朽化が著しい施設については、解体を検討します。 食の安心・安全を守る給食施設については、計画的な修繕によりライフサイクルコストの縮減を図るとともに、施設の集約化を検討します。

(6) 子育て支援施設

対象施設	幼保・こども園（4施設）、幼児・児童施設（11施設）
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援施設としては、保育園、児童クラブなど 15 施設が立地しています。 ・ 延床面積は、6,318.51 m²であり、公共施設全体に占める割合は、約 2.1%です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援施設の在り方や整備、子育てに関する様々な施策等について、関連部署と連携を図りながら調査・分析し、必要な対策を講じます。 ・ 幼保・こども園は、全て新耐震基準以降の建築物であり、品質は比較的良好ですが、計画的な改修や修繕を実施し、長寿命化・ライフサイクルコストの縮減を図ります。また、幼児の人口動態、地域の実態に合わせ統合再編も検討します。 ・ 幼児・児童施設については、今後の児童数の減少・利用者数の状況等を勘案し、また、小学校の児童数減少に伴う空き教室の活用も視野に入れ、再配置を検討します。 ・ 子育てサポートハウスわんぱあくは、新たに建設する予定になっています。

(7) 保健・福祉施設

対象施設	高齢福祉施設（16施設）、障害福祉施設（4施設）、保健施設（5施設）
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・福祉施設としては、阿仁養護老人ホーム、森吉生活支援ハウス、フードセンターたかのす、保健センターなど 25 施設が立地しています。 ・ 延床面積は 22,367.35 m²あり、公共施設全体に占める割合は、約 7.3%です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉施設や障害福祉施設については、今後も指定管理者等の民間活力を活用した管理運営を推進していくとともに、民間への譲渡等についても検討します。 ・ 「北秋田市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」に基づき必要な施設整備の見直しを行い、高齢者が安心して生活を送れるようサービスの向上に努めます。 ・ 県から賃貸している北欧の里の本館・格技場は、グループホームとして利用していますが、男子寮と女子寮は、合川高等学校の閉校により寮として活用することはなく、著しい建物の劣化により他の用途に利用することも難しいことから、関係機関等と協議し

	<p>ながら今後の維持管理方法等について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターは、市民の健康増進、母子保健活動の拠点施設として、旧町ごとに配置しており、継続して管理運営していくべき施設として計画的な改修や修繕を実施し、長寿命化・ライフサイクルコストの縮減を図ります。
--	--

(8) 医療施設

対象施設	医療施設（17施設）
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設としては、合川診療所、阿仁診療所、米内沢診療所、医師住宅など 17 施設が立地しています。 ・延床面積は、4,740.19 m²であり、公共施設全体に占める割合は、約 1.5%です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の安全安心、生命を守る根幹となる施設であることから、継続的に管理していくことを基本とし、計画的な改修や修繕を実施しコスト縮減・長寿命化を図ります。 ・老朽化が著しかった阿仁診療所を改築し、令和 2 年 4 月から診療を開始しており、さらなるへき地診療体制の充実に努めます。

(9) 行政系施設

対象施設	庁舎等（16施設）、消防施設（106施設）、その他行政系施設（14施設）
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政系施設としては、本庁舎、総合窓口センター、消防本部・分署、消防団施設、除雪センターなど 136 施設が立地しています。 ・延床面積は、23,484.94 m²であり、公共施設全体に占める割合は、約 7.7%です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎や総合窓口センター等について、市民への行政サービスの質的向上をはじめ、業務の効率性の向上や地域振興の推進などに配慮しつつ、市全体としての効率的・効果的な行政運営の視点に立ち、適正な機能や規模・配置等を検討します。 ・本庁舎については、耐震補強工事を行い防災拠点としての機能を確保しましたが、築後 40 年以上経過していることから、計画的に改修を実施し、長寿命化・ライフサイクルコストの縮減を図り、住民サービスの向上に努めます。 ・人口減少や高齢化の進行に伴い、将来を見据えた消防体制の効率的な在り方を検討し、森吉・合川分署の統合をはじめとした分署の整備に取り組みます。

	<ul style="list-style-type: none"> 除雪施設は降雪量の多い本市においては必要不可欠な施設であるため、老朽化した施設の計画的な改修を行うとともに、効率的な除雪出動のための配置状況になっているか検証し、再配置についても検討します。
--	---

(10) 公営住宅

対象施設	公営住宅（32団地）
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅としては、市営住宅 32 団地が立地しています。 延床面積は、32,045.33 m²であり、公共施設全体に占める割合は、約 10.8%です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅のストック状況を適切に把握するとともに、予防保全的な維持管理や改善などにより公営住宅等の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。（北秋田市公営住宅等第 2 期長寿命化計画） 既存市営住宅については、外壁改修や屋根の葺替え、バリアフリー改修など、計画的な改修・改善を行います。 「北秋田市住生活基本計画中間年度見直し」に基づき、公営住宅等の計画的な建て替えを行います。 老朽化し、かつ需要増の見込めない団地については、他団地に集約化するとともに解体を進め、管理コストの削減を図ります。 人口減少に伴う需要を見据えて、総量の適正化を図ります。

(11) 公園

対象施設	公園施設（24施設）
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設としては、管理棟、トイレ、東屋など 24 施設が立地しています。 延床面積は、1,939.75 m²であり、公共施設全体に占める割合は、約 0.6%です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した設備については、随時点検を行いつつ、利用者からの苦情・要望を踏まえて更新・撤去等を行い、安全性・快適性の確保に努めます。

(12) 供給処理施設

対象施設	供給処理施設（15施設）
現状認識 （施設概要）	<ul style="list-style-type: none">・ 供給処理施設としては、クリーンリサイクルセンター、ゴミ埋立処分場など 15 施設が立地しています。・ 延床面積は、11,094.35 m²であり、公共施設全体に占める割合は、約 3.6%です。
方針	<ul style="list-style-type: none">・ 衛生管理など市民生活に密接に係る施設であることから、継続的に管理していくことを基本とし、環境に考慮し効率的な管理運営を推進します。・ クリーンリサイクルセンターが平成 30 年度より稼働しており、それに伴い停止となった旧焼却施設の解体時期について検討します。

(13) その他

対象施設	その他（124施設）
現状認識 （施設概要）	<ul style="list-style-type: none">・ その他の施設としては、墓地、斎場、倉庫、統廃合により閉校した小学校や児童館など 124 施設が立地しています。・ 延床面積は、42,465.36 m²であり、公共施設全体に占める割合は、約 13.9%です。
方針	<ul style="list-style-type: none">・ 旧鷹巣中央小学校や旧浦田小学校など遊休施設について、民間事業者等のニーズの把握や積極的な情報発信を行い、施設の利活用が進むよう取り組みます。・ 旧合川高等学校については、施設の老朽化が著しいことから、解体を視野に入れ検討します。・ その他の施設においても、住民生活に密接に係る施設ではない施設で、客観的な分析から存続の検討に類する施設は、貸付・売却・譲渡・解体等を順次行います。

7.2 インフラ施設管理の基本的な考え方

(1) 道路、トンネル

対象施設	市道 (1,150路線)、トンネル (4箇所)、ロックシェッド (1基)
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道の路線数は 1,150 路線で、実延長は約 1,142km、道路面積は約 5k m²、道路改良率は 78.2%となっています。 ・ トンネルは、現在 4 箇所のトンネルが整備されており、実延長は約 1.7km、道路面積は約 12,051 m²です。 ・ 道路は総体的に舗装の劣化が顕在化しており、また、トンネルは古いもので昭和 50 年に整備しており、今後、まとまって老朽化していきます。 ・ このため、維持管理・更新等に費やす費用が増大する可能性があります。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロール等の日常点検により舗装及び道路施設の状態把握に努めます。 ・ 平成 26 年 7 月の省令施行を踏まえ、トンネル等大型構造物について 5 年に 1 回、近接目視による定期点検を実施し、国土交通省より示された定期点検要領に基づき、健全度を 4 つの判定区分に診断します。 ・ トンネル等大型構造物等の点検結果について情報の蓄積を図ります。 ・ 点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、個別施設計画を策定し、それに基づく取り組みを実施します。 ・ 平成 26 年 5 月に設立した「秋田県道路メンテナンス会議」により、国、県、市町村の道路管理者が、技術力の向上、インフラ長寿命化の推進、道路インフラの維持管理について情報共有や課題解決への連携体制を構築しており、今後も県内の道路管理者が一体となりインフラの老朽化対策を進めます。 ・ 適切な規模・時期での修繕工事等の発注を実施します。 ・ 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や損傷が著しく安全確保ができない場合には、速やかに通行止め、通行規制等の措置を講じます。 ・ 舗装及び道路施設の個別施設計画の策定により、修繕・更新費用の平準化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。 ・ インフラの状況は、経年劣化等により変化することから、点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に個別施設計画の見直しを行います。

	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少、土地利用の変化等、社会構造の変化に伴う道路施設等の利用状況を踏まえ、必要に応じて道路施設等の集約化・廃止を検討します。
--	--

(2) 橋梁

対象施設	道路橋梁（405橋）
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none"> 整備年度で見ると昭和 45～53 年頃に多くが整備されており、今後順次、耐用年数である 60 年を迎え、まとまって老朽化が進むため、維持修繕・更新等にかかる費用が増大する可能性があります。
方針	<ul style="list-style-type: none"> パトロール等の日常点検により、舗装及び道路施設の状態把握に努めます。 平成 26 年 7 月の省令施行を踏まえ、5 年に 1 回、近接目視による定期点検を実施し、国土交通省より示された定期点検要領に基づき、健全度を 4 つの判定区分に診断します。 橋梁点検の結果について情報の蓄積を図ります。 点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画）を策定し、それに基づく取り組みを実施します。 平成 26 年 5 月に設立した「秋田県道路メンテナンス会議」により、国、県、市町村の道路管理者が、技術力の向上、インフラ長寿命化の推進、道路インフラの維持管理について情報共有や課題解決への連携体制を構築しており、今後も県内の道路管理者が一体となってインフラの老朽化対策を進めていきます。 適切な規模・時期での修繕工事等の発注を実施します。 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や損傷が著しく安全確保ができない場合には、速やかに通行止め、通行規制等の措置を講じます。 インフラの状況は、経年劣化等により変化することから、点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に個別施設計画の見直しを行います。 人口減少、土地利用の変化等、社会構造の変化に伴う橋梁等の利用状況を踏まえ、必要に応じて橋梁等の集約化・撤去を検討します。

(3) 農林施設

対象施設	農道 (30,822m)、林道 (266,725m)、林道橋 (63橋)
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理する農林道は多くは、砂利道です。 ・ 林道橋は、63 橋 (4m以上) です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林道はパトロールによる日常的な巡回や住民の通報等により現状を把握し、適切に維持・管理を進めます。 ・ 橋梁については点検・診断を行い、橋梁ごとに個別施設計画を策定し、より効率的な長寿命化を図ります。

(4) 上水道

対象施設	導水管 (23,284m)、送水管 (33,910m)、配水管 (489,066m)、浄水場・配水場・ポンプ等の上水道施設 (71施設)
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市水道事業は、平成 17 年 3 月の合併に伴い、簡易水道事業 28 事業及び小規模水道 3 事業の計 31 事業が旧町より引き継がれています。 ・ 建設から 30 年以上経過している簡易水道施設の老朽化が著しく、改修等の費用の確保が大きな問題となっています。 ・ 森吉、合川地区の簡易水道 14 事業と小規模水道 1 事業の統合簡易水道事業を進めています。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森吉地区と合川地区の統合簡易水道事業の完成により不要となる水道施設の解体を進めます。(北秋田市簡易水道事業経営戦略) ・ 資産管理 (アセットマネジメント) と水道管路更新計画を策定のうえ、更新基準を経過した老朽管の耐震化も併せた布設替を計画的に実施します。(北秋田市簡易水道事業経営戦略) ・ 令和 2 年度からは、水道事業とともに、簡易水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業が地方公営企業法の適用を受ける予定となっていることから、上下水道の管理部門を統合して、組織的に一体となって企業の運営を行い、経費の削減を図ります。(北秋田市水道事業経営戦略)

(5) 下水道

① 公共下水道

対象施設	公共下水道（178,468m）、浄化センター（4施設）
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鷹巣処理区（平成10年4月供用開始）、合川処理区（平成17年7月供用開始）、米内沢処理区（平成9年4月供用開始）、阿仁合処理区（平成15年3月供用開始）の4処理区を保有しています。 ・ 鷹巣処理区は現在整備中であり、他の3処理区については、整備が完了しています。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道については、整備計画に基づき計画的な整備に努めます。 ・ 農業集落排水との統合を計画的に実施し、排水処理の効率化を図ります。（北秋田市下水道事業経営戦略） ・ 下水道施設の計画的な修繕や設備更新を行います。（北秋田市下水道事業経営戦略） ・ 資産・資金・人材を総合的に管理・運営することのできるアセットマネジメント導入に向け、関係部門が一体となった事業管理計画を策定し、継続的で安定した下水道サービスを提供します。（北秋田市下水道事業経営戦略）

② 農業集落排水施設

対象施設	農業集落排水施設（79,449m）、処理場（16施設）
現状認識 (施設概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水事業は、鷹巣地区、森吉地区、合川地区、阿仁地区の4地区で実施しており、それぞれ整備事業は完了しています。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道と農業集落排水処理施設の統廃合を進め、事業の効率化を目指します。 ・ 農業集落排水処理区の統廃合や公共下水道との統合を計画的に実施し、排水処理の効率化を図ります。（北秋田市農業集落排水事業経営戦略） ・ 農業集落排水施設の計画的な修繕や設備更新を行います。（北秋田市農業集落排水事業経営戦略） ・ 資産・資金・人材を総合的に管理・運営することのできるアセットマネジメント導入に向け、関係部門が一体となった事業管理計画を策定し、継続的で安定した下水道サービスを提供します。（北秋田市農業集落排水事業経営戦略）

8. 個別施設計画の策定

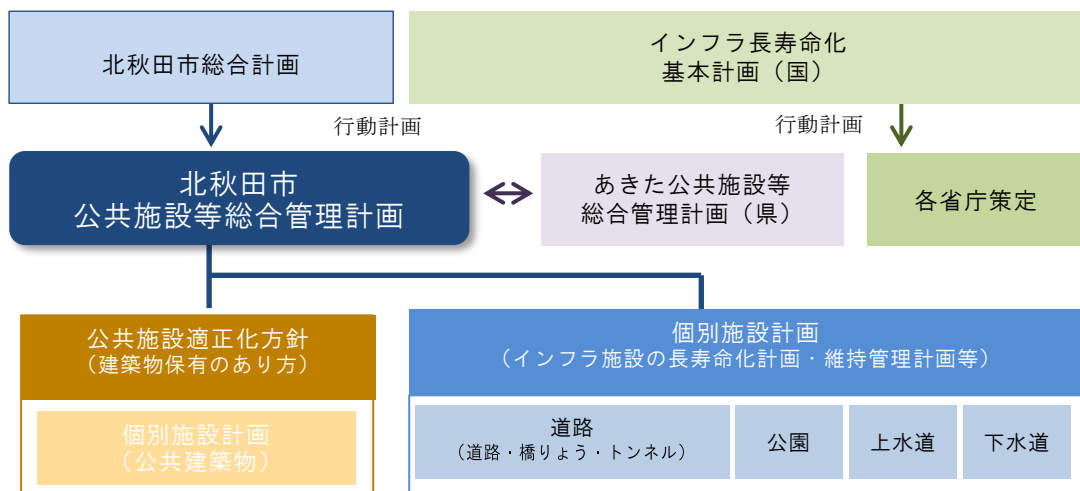
8.1 計画策定の概要

本計画策定後、施設管理者（施設を所管する部局）は、本計画「6. 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本方針」等を踏まえながら、個別施設ごとに、計画期間における実施計画等を策定します。

(1) 計画の位置づけ

本計画は、公共施設等全体を総合的・計画的に維持・管理するための考え方や基本方針を示すものであり、個別施設計画は、公共施設等総合管理に定めた方針・目標に基づき、個別の施設の状況に応じた在り方及び適正化に向けた実現性の取り組みを示す実施計画として位置づけられます。

図表 8 - 1 個別施設計画の位置づけ



(2) 対象施設

① 公共施設

公共施設適正化方針の対象施設とした主要な公共施設（建築物）を対象としますが、公営住宅など個別に長寿命化の方針や総量の適正化等に関する計画を策定している施設など一部を除きます。

また、令和4年4月以降に整備した公共施設については、200㎡以上の建築物を対象とします。

② インフラ施設

原則、施設全般を対象としますが、管理上必要に応じて種類、性格ごとに複数の施設を括るなど、施設管理者の判断によるものとします。

(3) 主な内容

① 公共施設

管理に関する基本的な方針、目標使用年数、管理上の課題等、管理に関する実施方針を基本とします。

② インフラ施設

管理に関する基本的な方針、目標使用年数、管理上の課題等、管理に関する実施方針を基本とします。

ただし、関係省庁から長寿命化計画等が示され、これに基づいて個別施設計画を策定すべきものと判断される場合は、これに従って策定します。

北秋田市公共施設等総合管理計画

発行：令和4年3月
北秋田市役所 財務部財政課

TEL：0186-62-6603

FAX：0186-62-1131

MAIL：kanzai@city.kitaakita.akita.jp